

# 岐阜市景観計画

## 目次

序章	1
1 はじめに	
2 景観計画重要区域について	
第1章 景観計画の区域	3
1 景観計画区域	
2 景観計画重要区域	
(1) 金華区域	
(2) 金華山・長良川区域	
(3) 中山道沿道区域	
第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針 及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	7
1 良好な景観の形成に関する方針	
(1) 景観形成の基本理念	
(2) 景観形成の基本目標	
(3) 景観形成の基本方針	
(4) 建築行為等における景観形成の方針	
1) 市域全域に共通する景観形成の方針	
2) 類型別景観形成の方針	
2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	
(1) 特定届出対象行為	
(2) 届出対象行為	
(3) 届出対象行為の除外	
(4) 景観形成基準	
1) 指導助言基準	
2) 勧告基準	
3) 変更命令基準	
4) その他	
(5) 特例措置	
第3章 景観計画重要区域における良好な景観の形成に関する方針 及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	28
1 金華区域	
1 良好な景観の形成に関する方針	
2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	
(1) 特定届出対象行為	
(2) 届出対象行為	

- (3) 届出対象行為の除外
- (4) 景観形成基準
  - 1) 指導助言基準
  - 2) 勧告基準
  - 3) 変更命令基準
  - 4) その他
- (5) 特例措置

## **2** 金華山・長良川区域

### **1** 良好な景観の形成に関する方針

### **2** 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- (1) 特定届出対象行為
- (2) 届出対象行為
- (3) 届出対象行為の除外
- (4) 景観形成基準
  - 1) 指導助言基準
  - 2) 勧告基準
  - 3) 変更命令基準
  - 4) その他
- (5) 特例措置

## **3** 中山道沿道区域

### **1** 良好な景観の形成に関する方針

### **2** (参考) 中山道沿道まちなみ景観形成ガイドライン

## 第4章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針……………45

### **1** 景観重要建造物の指定の方針

### **2** 景観重要樹木の指定の方針

## 第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の 設置に関する行為の制限に関する事項…………… 46

### **1** 市域全域の行為の制限に関する事項

### **2** 景観計画重要区域の行為の制限に関する事項

## 第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項…………… 47

### **1** 景観重要公共施設

- (1) 景観重要河川
- (2) 景観重要道路
  - 1) 国道・県道

- 2) 市道
- (3) 景観重要水路
- (4) 景観重要公園

## **2** 景観重要公共施設の整備に関する事項

### 【用語】

- ・景観法（平成16年法律第110号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に規定された用語を用います。その他の用語については、下記のとおりとします。
  - 建築物等　：建築物及び工作物
  - 建築行為等：建築物等の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為
- ・色彩の数値表示は、マンセル表色系（日本工業規格JIS Z8721に規定する色の表現方法）によるものとします。

# 序 章

## 1 はじめに

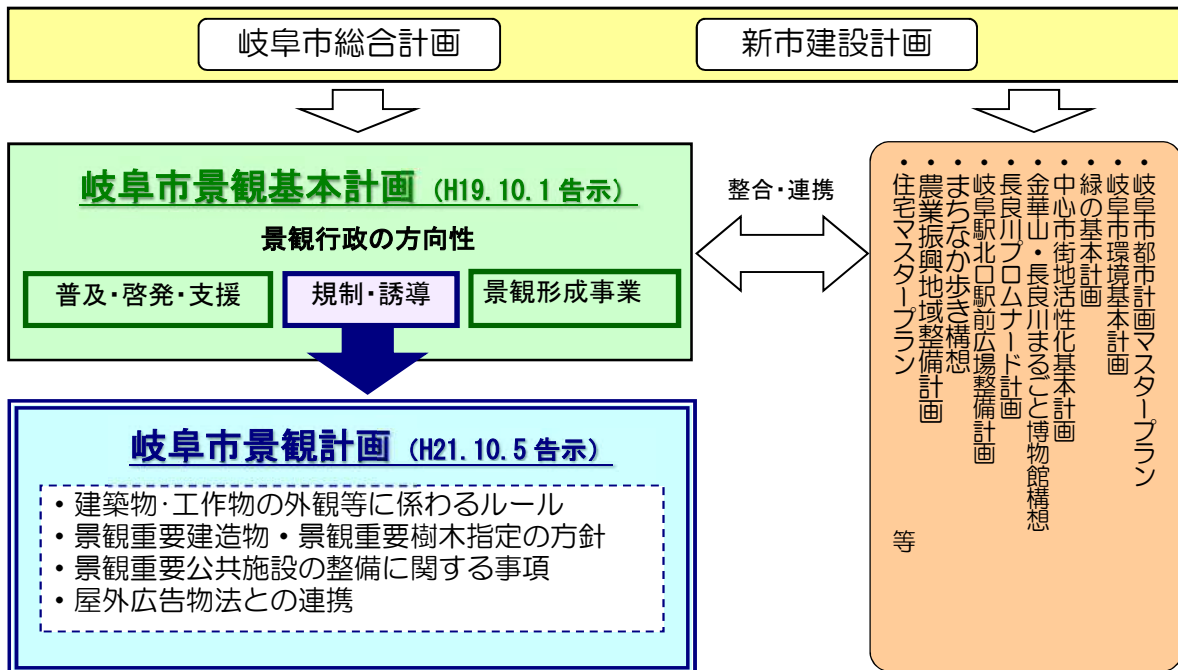
岐阜市は、清流長良川と秀峰金華山に代表される「自然」、岐阜と加納という2つの城下町等の「歴史」、岐阜駅周辺から柳ヶ瀬にかけて、まちの賑わいを生み出している「都市」としての新しい顔、を有する個性豊かな地方中核都市として発展してきました。

これらの要素から生み出される美しい岐阜の景観を守り育て、未来へ引き継いでいくために、平成7年に岐阜市都市景観条例を定め、大規模建築物の届出制度や都市景観形成市民団体の認定・支援制度、都市景観重要建築物の指定・助成制度等、良好な景観形成に向けた各種の景観まちづくり施策を実施してきました。

平成19年10月には、昨今の住民ニーズの多様化・高質化に伴い、岐阜の自然や歴史、文化等に根付いた本物の素晴らしさが味わえ、地域特性を生かしたまちづくりを目指して、新景観マスタープラン「岐阜市景観基本計画」を策定しました。

岐阜市景観計画は、岐阜市景観基本計画に基づいて、良好で美しい景観を形成するため、さらに具体的な景観形成の方針やルールの方針及び景観形成上の重要な建築物や樹木の指定を行うものです。

### ■景観計画関係イメージ

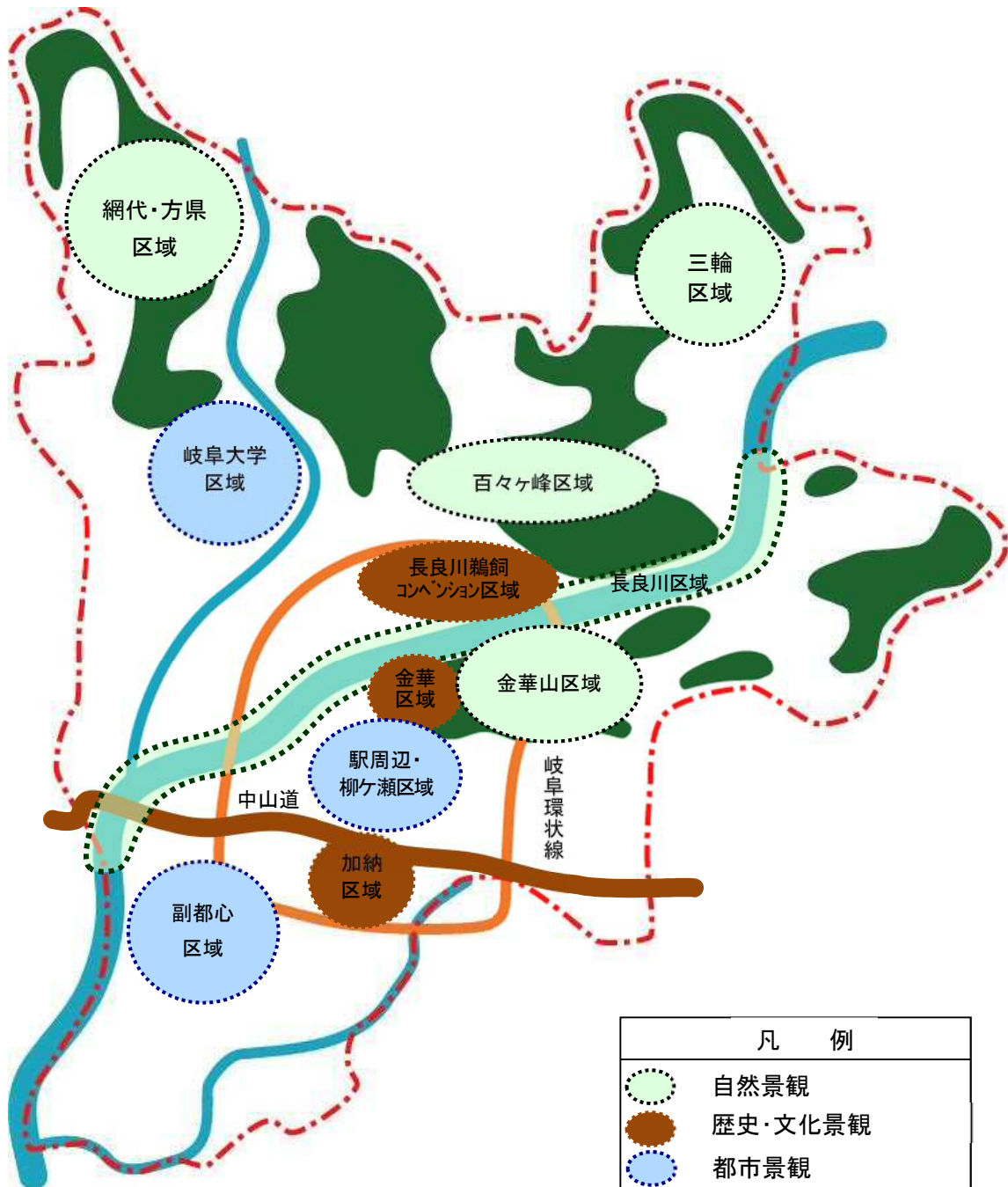


## 2 景観計画重要区域について

岐阜市景観基本計画においては、岐阜らしい景観を形成していくために、特に重要な区域を「景観計画重要区域」として位置づけ、良好な景観の形成を誘導していくこととしています。

この「景観計画重要区域」においては、各区域の緊急性や地域住民の意向、まちづくりの熟度等を踏まえ、順次、地域別の方針や詳細なルールを定めていきます。

### ■景観計画重要区域イメージ



**1 景観計画区域**

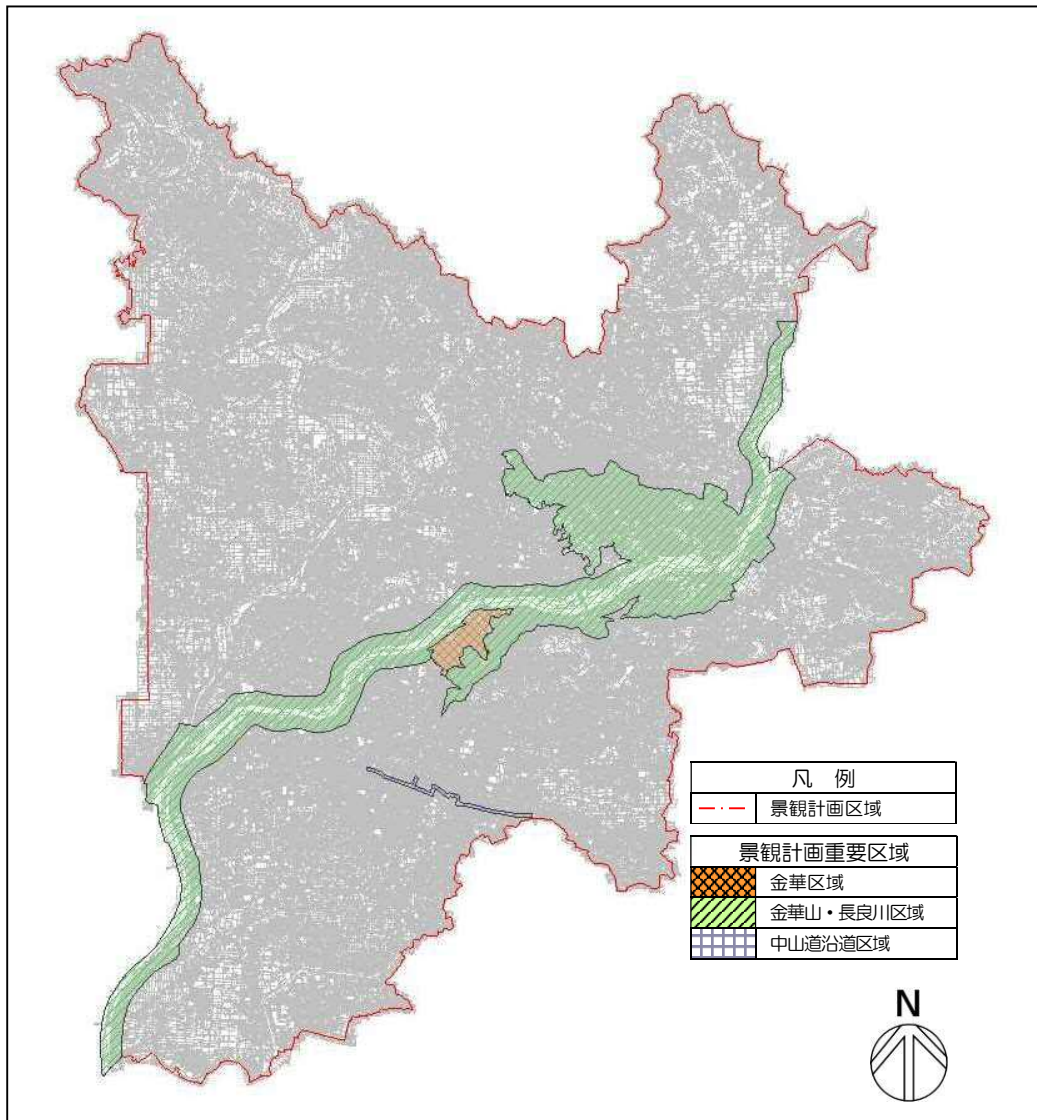
岐阜市は、金華山や百々ヶ峰、長良川等の美しい自然や鶺鴒、渡し等の文化的景観、今も名残ある岐阜、加納等の歴史的まちなみ、再開発事業が進む中心市街地のまちなみ等、個性豊かな景観を形成しています。これらは互いに重なり合い、岐阜市固有の景観を形成しています。

また、岐阜市は明治22年の市制施行以来、周辺の町村を合併した歴史的経緯から、各地域には伝統文化に色づいた特色ある景観を形成しています。

このような景観を、市民共有の財産として保全、創出し、次世代に継承するため、**市域全域を景観計画区域**とし、良好な景観の形成を進めていきます。

	対象区域	区域面積
景観計画区域	市域全域	約 20,360 ha

〔 図 1 景観計画区域図 〕





## 2 景観計画重要区域

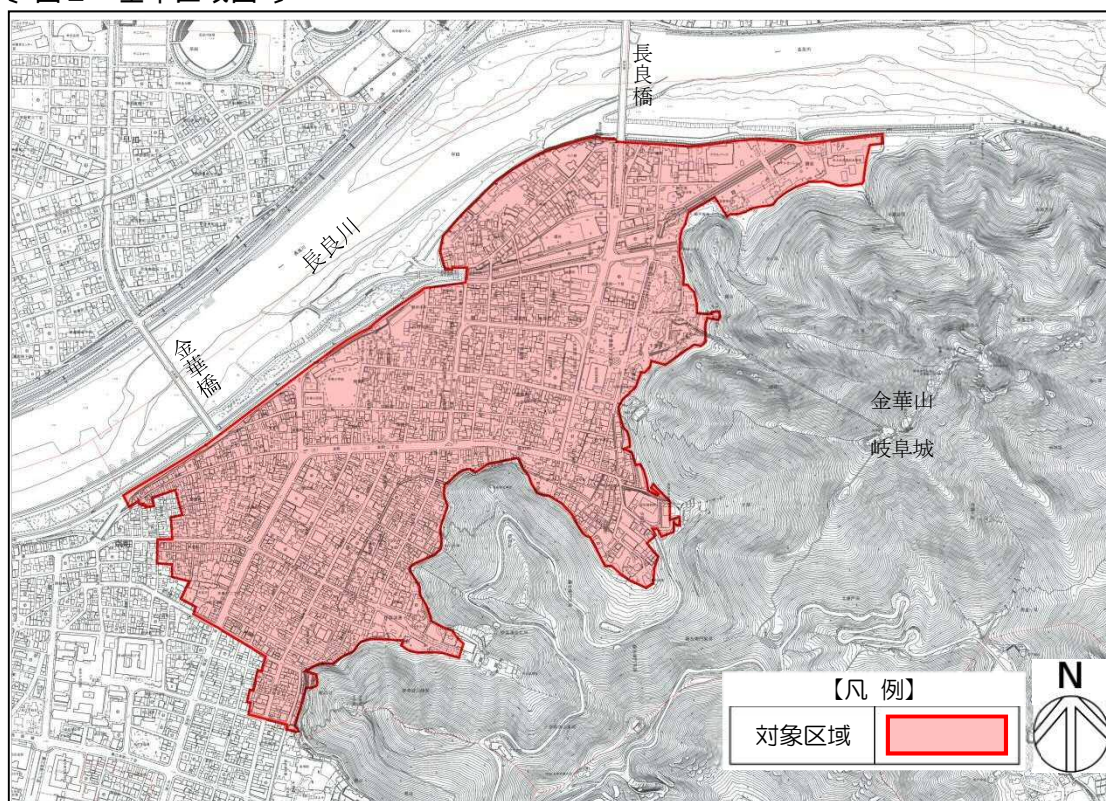
景観計画区域のうち、重点的に景観形成を図る区域として、景観計画重要区域を次のとおり定めます。

なお、敷地が景観計画重要区域の各区域の内外にわたる場合又は2以上の区域にわたる場合は、区域ごとで定める行為の制限を適用します。

	対象区域	区域面積
景観計画重要区域	金華区域	約 86 ha
	金華山・長良川区域	約 2,314 ha
	中山道沿道区域	約 27ha

### (1) 金華区域

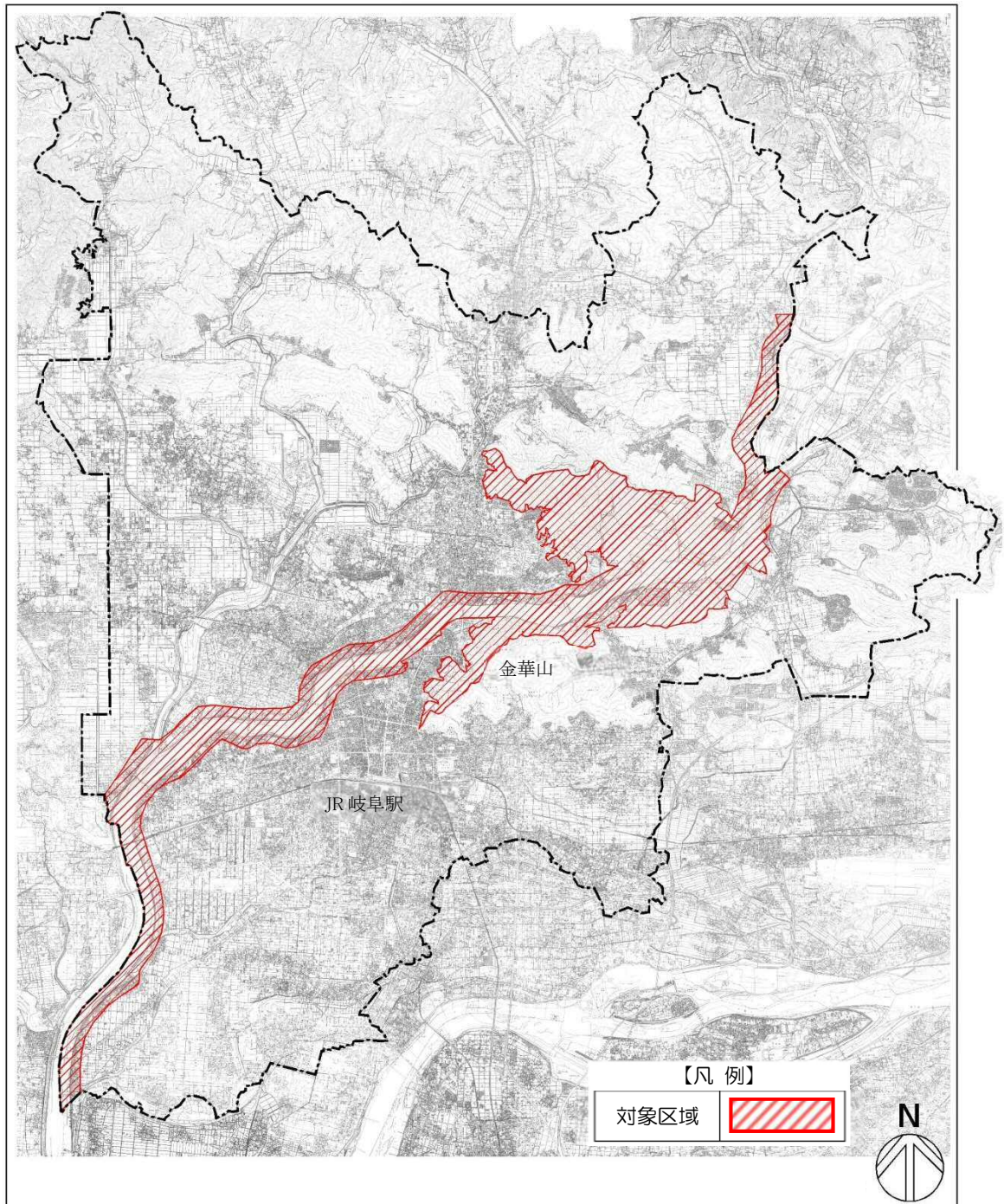
〔 図2 金華区域図 〕





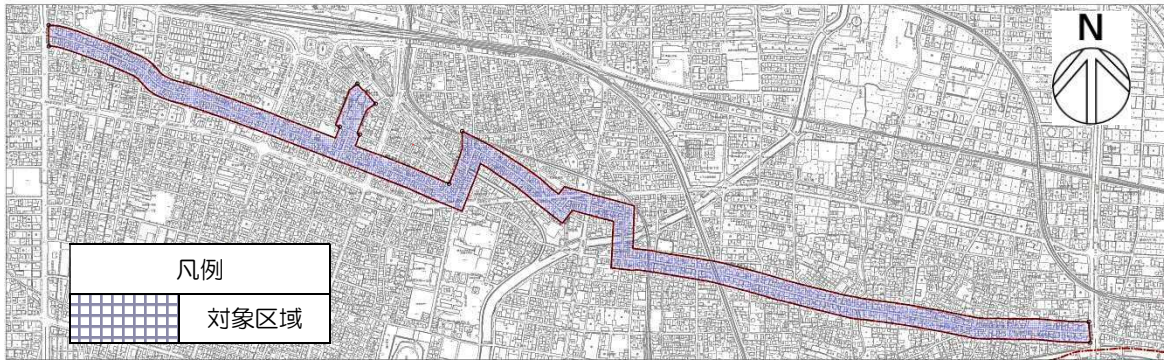
## (2) 金華山・長良川区域

[ 图3 金華山・長良川区域图 ]



### (3) 中山道沿道区域

[ 图4 中山道沿道区域图 ]



**1 良好な景観の形成に関する方針**

市域全域において、良好な景観の形成を推進するため、景観形成の基本理念、基本目標、基本方針及び建築行為等における景観形成の方針を定めます。

なお、次の景観形成の基本理念、基本目標、基本方針、市域全域に共通する景観形成の方針については、各景観計画重要区域にも適用するものとします。

**(1) 景観形成の基本理念（岐阜市景観基本計画（平成19年岐阜市告示第340号））**

め                      なご                      うるお  
「美を愛で、美に和み、美に潤う岐阜のまち」  
～自然と都市を調和させ、歴史と未来をつなぐ景観を創り出す～

岐阜市は、長良川・金華山に代表される豊かな自然や岐阜（現在の金華地区）・加納のふたつの城下町として発展してきた歴史・文化、現代の生活の表れである建築物や橋、道路等が重なりあい、「自然」・「歴史・文化」・「都市」が調和した多様で個性ある美しい景観特性を有しています。

このような美しい景観を、岐阜市民共通のかけがえのない資産として未来に引き継ぎ、心が和み、心に感じることのできる岐阜ならではの癒されるまちづくりを積極的に行っていきます。

また、他の都市にはない地域特性、「岐阜らしさ」を生かしたまちづくりを進めていくことは、都市のブランド化を促進し、まちの活性化や地区の価値を上げていくことにもつながります。

新しい未来に向けて、岐阜市は視覚的な美しさとともに、地域固有の自然・歴史、人々が共有する価値観や文化がまちの表情としてあらわれ、安らぎや潤い、愛着や人々の温もりにより精神的な満足感や快適性が得られるものを真の美しさとしてとらえた美しい都市づくりに向けて、上記の基本理念のもと、景観の形成に取り組んでいきます。



## (2) 景観形成の基本目標（岐阜市景観基本計画）

岐阜市には、金華山・長良川をはじめとした美しい「自然」や道三・信長を語る岐阜城等の「歴史」、柳ヶ瀬やJR岐阜駅前等の新しい「都市」としての顔があります。これらの岐阜らしい景観を保全・創出するうえで重視すべき「自然」「歴史」「都市」をキーワードとして基本目標を定めます。

また、これらの岐阜らしさを市民や来街者が心で感じることでできるまちの形成は、市民が岐阜への愛着や誇りを持ち、その地域でしか感じることでできない音やにおいなども含めた地域資源を十分に生かし、住民や事業者が主体的に景観づくりに取り組んでこそ実現できることから、「地域の個性」をキーワードとして目標を定めます。

### 基本目標 1 自然・環境が生きる景観

市民共通の財産である長良川や金華山等、心に潤いや安らぎをもたらす自然が生きる景観の形成を目指す



### 基本目標 2 歴史・伝統が再生する景観

岐阜と加納の2つの城下町を基盤として発展してきた岐阜市において、市街地に点在する歴史的な建築物やまちなみ、文化財等を生かしながら、歴史と文化の薫る景観の形成を目指す



### 基本目標 3 都市が進化・発展する景観

県都として、多様な都市機能の立地する中心市街地や住宅地等において、賑わいや風格、魅力、個性、安全性、快適性等を創出し、岐阜らしさを感じることでできる景観の形成を目指す



### 基本目標 4 地域の個性を生かした景観

安全・快適な空間形成に努めつつ、地域固有の景観資源との調和を図り、地域が主役のまちづくりを行うことで、真に市民が愛着と誇りを持てる景観の形成を目指す



### (3) 景観形成の基本方針（岐阜市景観基本計画）

景観形成の基本理念、基本目標を実現するため、市域全域に共通する景観形成の基本方針を定めます。

#### 基本方針1 豊かな自然の景観を創る

- 長良川や伊自良川、金華山や百々ヶ峰等の自然豊かな美しい景観の保全・創出
- 潤いと安らぎある河川・山地空間の形成
- 農地や里山と集落がおりなす田園景観・里山集落景観の保全・活用
- 長良川や金華山、北部の山なみ等の眺望景観の保全・創出



#### 基本方針2 城下町の歴史的な景観を創る

- 岐阜と加納の2つの城下町の歴史的たたずまいや雰囲気のある景観の保全・創出
- 岐阜城等の歴史資源や鶺鴒等の文化資源の保全・活用と新たな歴史的・文化的景観資源の発掘・活用
- 長良川や金華山、歴史的まちなみが一体となった美しい眺望景観の保全・創出



#### 基本方針3 近過去の輝かしい景観を創る

- まちの成り立ちや地域特性を生かした岐阜ならではの景観の形成
- 柳ヶ瀬再生に向けた昭和の懐かしい文化的景観とまちなかの賑わい景観の創出
- 岐阜の様々な顔を楽しめ、回遊できるネットワーク空間の創出



#### 基本方針4 未来へ発展する現代的な景観を創る

- 次の岐阜の発展を牽引する岐阜駅周辺地区の新しい顔づくり
- 県庁及び県美術館周辺地区等の風格ある景観の保全・創出
- 自然・歴史・文化を生かした賑わいある景観の創出
- 過去と未来をつなぐ個性ある美しいシンボルロードの保全・創出
- 拠点施設を生かした個性的・魅力的な景観の創出



#### 基本方針5 安全で快適な暮らしと周辺環境に調和した景観を創る

- 安全、安心、快適な暮らしの実現に向けた景観の形成
- 周辺環境・景観と調和したまちなみの形成
- 多様な世代が集まり、交流できるコミュニティがある景観の形成





#### (4) 建築行為等における景観形成の方針

景観形成の基本理念や基本目標、基本方針を踏まえ、建築行為等や開発行為を行うにあたっての市域全域に共通する景観形成の方針及び類型別景観形成方針を定めます。

##### 1) 市域全域に共通する景観形成の方針

項目	景観形成方針
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等が立地する場所の地形や気候、歴史・文化的環境と安全で快適な環境づくりを踏まえ、中遠景や周辺のまちなみと調和した形態意匠、色彩、規模、配置とする。</li> <li>・個別の建築物等については、まとまりのある形態意匠とし、同一敷地内の複数の建築物等についても景観上の共通性、類似性を取り込んだまとまりのあるものとする。</li> <li>・公共施設や大規模な事業の実施にあたっては、周辺景観と調和し、岐阜の魅力向上に寄与するような形態意匠、色彩とする。</li> <li>・建築物等は、道路等公共の場所からの見え方に配慮した形態意匠、色彩、規模、配置とする。</li> <li>・主要な通りや主要な眺望点から望見できる場所に立地する建築物等は、形態意匠、色彩、規模、配置について眺望景観に特に配慮する。</li> <li>・人通りの多い道路の交差点では、多くの視線を集めることから、景観形成の重要性を意識した形態意匠の採用やオープンスペースの確保、緑化等を行う。</li> <li>・自然資源や歴史・文化的資源の近傍やその周辺では、良好な眺望景観を阻害しないような、形態意匠、色彩、規模、配置とする。</li> <li>・建築物等を適正に維持管理する。</li> </ul>
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観やまちなみと調和した屋根形状や高さとし、スカイラインの統一を図る。</li> <li>・長大な外壁面は、適度に分節し、開口部の設置や壁面の段差等の変化、色彩の変化等により圧迫感を与えないようにする。</li> <li>・屋外階段やバルコニー等は、建築物本体と一体の形態意匠、色彩となるよう工夫したり、ルーバー等の目かくしにより修景する。</li> <li>・外部設備や屋上設備は、露出させないようにする。やむを得ず露出する場合は、配置を工夫したり、目かくし、緑化等により修景する。</li> <li>・送電又は送信のための鉄柱、鉄塔、アンテナ等は集約化する。</li> <li>・バス停やバス停上屋（シェルター）、自動販売機、サイン等は、地域特性を踏まえた秩序ある形態意匠、色彩とする。</li> <li>・擁壁の高さは極力抑え、勾配を持たせるなど、圧迫感を軽減させる。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色を構成する3要素（色相、明度、彩度）が持つ特徴を踏まえ、周辺景観やまちなみと調和させ、色彩の効果を踏まえた配色を行う。</li> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、けばけばしい色彩や蛍光色は避ける。地域特性により、やむを得ず使用する場合は、効果的な使い方をとする。</li> <li>・コーポレートカラーやイメージカラー等は、彩度の高い色彩を大きな面積で用いることを避ける。</li> <li>・使用する色彩は、敷地内の個々の建築物等と調和させ、バランスのとれた配色とする。</li> </ul>
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場、駐輪場、ゴミ集積所等は通りから見えないようにする。やむを得ず通りから見える場所に設置する場合は、目かくし、緑化等により修景する。</li> </ul>

項目	景観形成方針
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経年変化による汚れが目立たないような素材を利用する。</li> <li>・清掃等の維持管理のしやすい素材を利用する。</li> <li>・周辺景観と調和した質感のある素材を使用する。</li> <li>・金属やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合は、周辺景観と調和するよう工夫する。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹種、樹高、樹姿、緑量、植栽位置、植栽手法等について配慮し、生育環境や地域特性に合わせた緑化を行う。</li> <li>・敷地内には、低・中・高木を適切に配置する。</li> <li>・高木で樹冠幅のあるものを道路等から見やすい位置に配置する。</li> <li>・推奨種を用いる。</li> <li>・社寺林や保存樹、既存樹木等を保全する。</li> <li>・季節を感じることができるような植栽を行う。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の夜間景観を損なわないよう、照明の方向に配慮するとともに、過度な明るさやげげげしい色彩の照明を用いない。</li> <li>・華美なネオンやげげげしく点滅する照明は設置しない。</li> </ul>
橋梁・水門等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観に配慮した形態意匠、色彩とする。</li> <li>・排水管等の設備管は目立たない位置に設置する。</li> <li>・照明灯、欄干、ゲート、支柱、床仕上げ材等は、地域特性や連続性に配慮した形態意匠、色彩とする。</li> </ul>
高架道路 高架鉄道 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観に配慮した形態意匠・色彩とする。</li> <li>・排水管等の設備管は目立たない位置に設置する。</li> <li>・照明灯、支柱、ガードフェンス等は、地域特性や連続性に配慮した形態意匠、色彩とする。</li> </ul>
仮設物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮囲い等の工事用仮設物や仮設建築物等は、歩行者の安全に配慮するとともに、良好な景観を損なわないような、形態意匠、色彩、配置等とする。</li> </ul>
宅地の 造成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成に際しては、影響範囲を最小限に抑え、既存樹木を適切に保全する。</li> <li>・切土及び盛土に伴い生じた法面には適切な植栽を行う。</li> </ul>
木竹の 伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採は最小限にとどめる。</li> <li>・伐採を行った場合は、緑化、修景等を行う。</li> </ul>
土石類の 採取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の自然環境に調和した、緑化、修景等を行う。</li> </ul>
水面の 埋立て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水面の埋立て等を行う面積は最小限とする。</li> <li>・周辺の自然環境と調和した素材を利用するとともに、緑化等により修景を行う。</li> </ul>
土石類の 堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り低くするとともに、整然かつ威圧感のないように積み上げる。</li> <li>・敷地境界より極力後退させる。</li> <li>・道路等の公共の場所から容易に望見できないよう、植栽の実施、木塀の設置等を行う。</li> </ul>

## 2) 類型別景観形成の方針

岐阜市には、山地や河川等の様々な景観資源が存在し、都市計画の用途地域規制等や道路、河川、鉄道等の基盤整備によって土地利用が進められた結果、地域ごとに特性ある景観が形成されてきました。

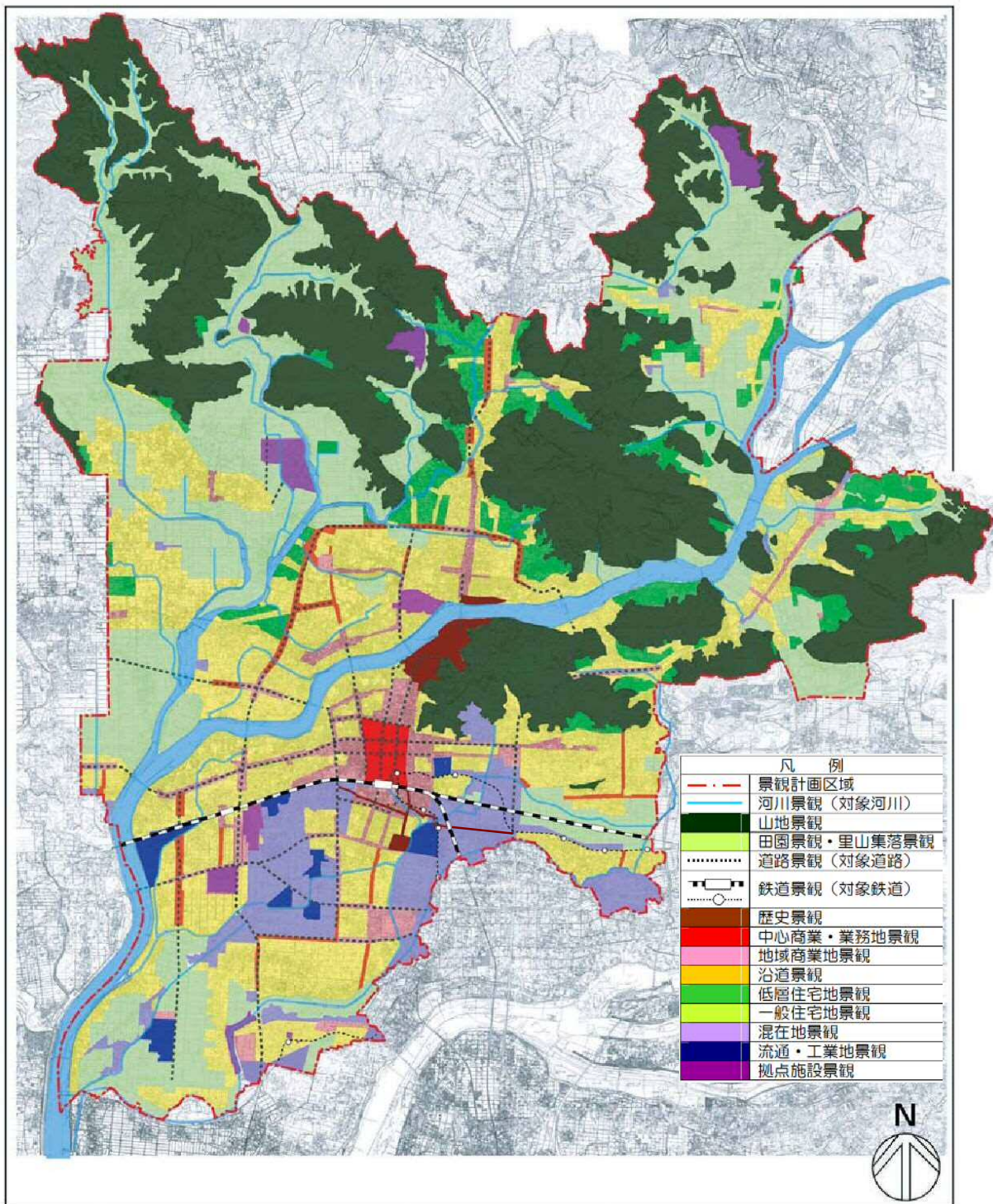
ここでは、岐阜市景観基本計画の景観特性の分類をベースに、岐阜市都市計画マスタープランを踏まえて、景観計画区域を類型別に区分し、各々の区域特性に応じた景観形成方針を定めます。

〔 表 類型別景観計画区域一覧 〕

類 型		対 象 範 囲
河川景観		<ul style="list-style-type: none"> <li>一級河川・準用河川及びその河川端から 30m の区域内</li> <li>長良川については概ね長良川及び堤防天端の中心より 200m の区域内</li> </ul>
山地景観		<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域内の山地</li> <li>風致地区内の山地</li> </ul>
田園景観 里山集落景観		<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域のうち山地景観、河川景観の対象河川、道路・鉄道景観の対象道路、対象鉄道、拠点施設景観及び大規模開発団地を除く区域</li> </ul>
道路景観 鉄道景観		<ul style="list-style-type: none"> <li>主要幹線道路（現況幅員 22m 以上又は 4 車線以上の道路）の道路及びその境界から 30m の区域内</li> <li>鉄軌道及びその境界から 30m の区域内</li> </ul>
歴史景観		<ul style="list-style-type: none"> <li>金華区域</li> <li>鶉飼屋区域</li> <li>加納城跡周辺及び中山道等沿道区域</li> </ul>
商 業 ・ 業 務 地 景 観	中心商業 ・業務地 景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜市中心市街地活性化基本計画（平成 19 年 5 月認定）の区域</li> </ul>
	地域商業 地景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業地域・近隣商業地域（中心商業・業務地景観を除く）</li> <li>流通業務地区の一部及び工業地域の一部</li> </ul>
	沿道景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>準住居地域</li> </ul>
住 宅 地 景 観	低層住宅 地景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域</li> <li>市街化調整区域内で住宅地として都市計画法による許可を受けた宅地開発等の区域</li> </ul>
	一般住宅 地景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域</li> <li>第 1 種住居地域、第 2 種住居地域</li> </ul>
混在地景観		<ul style="list-style-type: none"> <li>工業地域（流通・工業地景観を除く）</li> <li>準工業地域（流通・工業地景観を除く）</li> </ul>
流通・工業地景観		<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置づけられている地域</li> <li>流通業務地区（地域商業地景観を除く）</li> </ul>
拠点施設景観		<ul style="list-style-type: none"> <li>農業ふれあい拠点（アグリパーク・健康ふれあい農園、畜産センター周辺）</li> <li>学術・研究拠点（岐阜大学・岐阜大学医学部附属病院周辺）</li> <li>レクリエーション・野外学習拠点（岐阜ファミリーパーク周辺）</li> <li>観光・コンベンション拠点（岐阜メモリアルセンター・長良川国際会議場周辺）</li> <li>副都心拠点（県庁周辺、県美術館・県図書館周辺）</li> <li>健康づくりの拠点（境川緑道公園周辺）</li> <li>地域にぎわい拠点（柳津駅・柳津地域振興事務所周辺）</li> </ul>
史跡周辺景観		<ul style="list-style-type: none"> <li>加納城跡、琴塚古墳、黒野城跡、岐阜城跡、鷺山城跡及びその周辺</li> </ul>



〔 図5 類型別景観計画区域図 〕



【備考】

○類型別景観計画区域が重複する場合は、各景観形成方針を併せて適用する。

## ■ 河川景観

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。</li> <li>・対岸からの眺望等に配慮し、水辺に顔を向けた建築物の形態意匠、配置とする。</li> <li>・主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する色数は、できる限り少なくする。</li> <li>・木材や石材等の自然素材のような落ち着いた色彩を基調とする。</li> </ul>
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。</li> <li>・広がりのある河川景観を創出するため、オープンスペースを確保する。</li> <li>・塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材や石材等の自然素材を積極的に利用する。</li> <li>・擁壁の仕上げは自然石又はこれに類するものとする。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。</li> <li>・周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。</li> <li>・擁壁の前面、上部には緑化等を行う。</li> <li>・駐車場は、周辺の自然景観と調和するよう、緑化により修景を行う。</li> </ul>

## ■ 山地景観

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後背の山なみを意識し、極力勾配屋根とする。</li> <li>・過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。</li> <li>・主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する色数は、できる限り少なくする。</li> <li>・木材や石材等の自然素材のような落ち着いた色彩を基調とする。</li> </ul>
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。</li> <li>・塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材や石材等の自然素材を積極的に利用する。</li> <li>・擁壁の仕上げは自然石又はこれに類するものとする。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。</li> <li>・周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。</li> <li>・擁壁の前面、上部には緑化等を行う。</li> <li>・駐車場は、周辺の自然景観と調和するよう、緑化により修景を行う。</li> </ul>



## ■ 田園景観・里山集落景観

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後背の山なみを意識し、極力勾配屋根とする。</li> <li>・ 過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。</li> <li>・ 主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用する色数は、できる限り少なくする。</li> <li>・ 木材や石材等の自然素材のような落ち着いた色彩を基調とする。</li> </ul>
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。</li> <li>・ 塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材や石材等の自然素材を積極的に利用する。</li> <li>・ 擁壁の仕上げは自然石又はこれに類するものとする。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。</li> <li>・ 周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。</li> <li>・ 擁壁の前面、上部には緑化等を行う。</li> <li>・ 駐車場は、周辺の自然景観と調和するよう、緑化により修景を行う。</li> </ul>

## ■ 道路景観・鉄道景観

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。</li> <li>・ 鉄道や幹線道路の車窓からの見え方に配慮した高さ、配置とする。</li> <li>・ アークードは魅力ある景観に資する形態意匠とする。</li> </ul>
緑化※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。</li> </ul>
照明※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間の景観の向上に資するものは、夜の景観の演出に配慮し、ライトアップや効果的な照明を行う。</li> </ul>

※高架道路・高架鉄道等は除く

## ■ 歴史景観

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的まちなみの連続性に配慮し、極力勾配屋根とする。</li> <li>・ 過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。</li> <li>・ 開口部の格子や一階に庇を設けるなどにより、伝統的で格式ある形態意匠とする。</li> <li>・ 隣り合う建築物と軒高、壁面線、スカイライン等を整え、連続性を保つ。</li> <li>・ 主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用する色数は、できる限り少なくする。</li> <li>・ 地域の伝統的な色彩を尊重し、落ち着いた色彩を基調とする。</li> </ul>
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場については、まちなみの連続性に配慮し、塀、柵等を設置する。</li> <li>・ 自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材や漆喰、石、日本瓦等の伝統的な素材を積極的に利用する。</li> </ul>

## ■ 中心商業・業務地景観

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣り合う建築物と軒高、壁面線、階層、スカイライン等を整え、連続性を保つ。</li> <li>・歩行者の視線レベルにある低層部は、ショーウィンドウの設置や効果的な照明による演出を行う。</li> <li>・アーケードは魅力ある景観に資する形態意匠とする。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賑わいや協調性を創出するため、周辺の店舗等と共通性のあるアクセントカラー等を積極的に用いる。</li> </ul>
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・境界性のある景観を創出するため、敷地内に歩行者のための通路を設けたり、路地を活用する。</li> <li>・自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。</li> <li>・周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の景観の向上に資するものは、夜の景観の演出に配慮し、ライトアップや効果的な照明を行う。</li> </ul>

## ■ 地域商業地景観

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。</li> <li>・アーケードは魅力ある景観に資する形態意匠とする。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。</li> <li>・周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の景観の向上に資するものは、夜の景観の演出に配慮し、ライトアップや効果的な照明を行う。</li> </ul>

## ■ 沿道景観

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。</li> <li>・アーケードは魅力ある景観に資する形態意匠とする。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。</li> </ul>

## ■ 低層住宅地景観

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。</li> <li>・隣り合う建築物と軒高、壁面線、スカイライン等を整え、連続性を保つ。</li> <li>・主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する色数は、できる限り少なくする。</li> </ul>
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。</li> <li>・塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。</li> <li>・自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材や石材等の自然素材を積極的に利用する。</li> <li>・擁壁の仕上げは自然石又はこれに類するものとする。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。</li> <li>・壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。</li> <li>・周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。</li> <li>・擁壁の前面、上部には緑化等を行う。</li> <li>・駐車場は、周辺の自然景観と調和するよう、緑化により修景を行う。</li> </ul>

## ■ 一般住宅地景観

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する色数は、できる限り少なくする。</li> </ul>
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。</li> <li>・壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。</li> <li>・周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。</li> <li>・駐車場は、周辺の自然景観と調和するよう、緑化により修景を行う。</li> </ul>

## ■ 混合地景観

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する色数は、できる限り少なくする。</li> </ul>
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然景観や住宅地景観と隣接する場合は、周辺の景観に配慮し、必要に応じて緩衝帯や目かくし等により修景する。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。</li> <li>・周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。</li> <li>・駐車場は、周辺の自然景観と調和するよう、緑化により修景を行う。</li> </ul>

## ■ 流通・工業地景観

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業団地等においては、事業者が連携して建築物等の色彩をそろえたり、共通性のあるアクセントカラーを使用する。</li> <li>・使用する色数は、できる限り少なくする。</li> </ul>
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。</li> <li>・自然景観や住宅地景観と隣接する場合は、周辺の景観に配慮し、必要に応じて緩衝帯や目かくし等により修景する。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。</li> <li>・周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。</li> <li>・擁壁の前面、上部には緑化等を行う。</li> <li>・駐車場は、周辺の自然景観と調和するよう、緑化により修景を行う。</li> </ul>

## ■ 拠点施設景観

### ・ 農業ふれあい拠点

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 城ヶ峰等の後背の山なみを意識し、極力勾配屋根とする。</li> <li>・ 過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。</li> <li>・ 伊自良川の対岸からの眺望等に配慮し、水辺に顔を向けた建築物の形態意匠、配置とする。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用する色数は、できる限り少なくする。</li> <li>・ 木材や石材等の自然素材のような落ち着いた色彩を基調とする。</li> </ul>
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 境界性のある景観を創出するため、敷地内に歩行者のための通路を設けたり、路地を活用する。</li> <li>・ セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。</li> <li>・ 田園や山等の自然景観に配慮し、必要に応じて緩衝帯や目かくし等により修景する。</li> <li>・ 塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。</li> <li>・ 自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材や石材等の自然素材を積極的に利用する。</li> <li>・ 擁壁の仕上げは自然石又はこれに類するものとする。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。</li> <li>・ 壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。</li> <li>・ 周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。</li> <li>・ 擁壁の前面、上部には緑化等を行う。</li> <li>・ 駐車場は、路面を緑化ブロック等で極力緑化し、周辺に緑を配置する。</li> </ul>

### ・ 学術・研究拠点

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。</li> <li>・ 伊自良川や新堀川の対岸からの眺望等に配慮し、水辺に顔を向けた建築物の形態意匠、配置とする。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用する色数は、できる限り少なくする。</li> </ul>
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 境界性のある景観を創出するため、敷地内に歩行者のための通路を設けたり、路地を活用する。</li> <li>・ セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。</li> <li>・ 田園や山等の自然景観に配慮し、必要に応じて緩衝帯や目かくし等により修景する。</li> <li>・ 駐車場の出入口は、歩行者に配慮して、その数及び幅を最小限とし、複数道路に面する場合は、出入口を背面又は側面道路等に配置する。</li> <li>・ 塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。</li> <li>・ 自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。</li> <li>・ 壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。</li> <li>・ 周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。</li> <li>・ 擁壁の前面、上部には緑化等を行う。</li> <li>・ 駐車場は、路面を緑化ブロック等で極力緑化し、周辺に緑を配置する。</li> </ul>



## ・レクリエーション・野外学習拠点

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後背の山なみを意識し、極力勾配屋根とする。</li> <li>・ 過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用する色数は、できる限り少なくする。</li> <li>・ 木材や石材等の自然素材のような落ち着いた色彩を基調とする。</li> </ul>
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 境界性のある景観を創出するため、敷地内に歩行者のための通路を設けたり、路地を活用する。</li> <li>・ セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。</li> <li>・ 田園や山等の自然景観に配慮し、必要に応じて緩衝帯や目かくし等により修景する。</li> <li>・ 塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。</li> <li>・ 自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材や石材等の自然素材を積極的に利用する。</li> <li>・ 擁壁の仕上げは自然石又はこれに類するものとする。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。</li> <li>・ 壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。</li> <li>・ 周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。</li> <li>・ 擁壁の前面、上部には緑化等を行う。</li> <li>・ 駐車場は、路面を緑化ブロック等で極力緑化し、周辺に緑を配置する。</li> </ul>

## ・観光・コンベンション拠点

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。</li> <li>・ 長良川の対岸からの眺望等に配慮し、水辺に顔を向けた建築物の形態意匠、配置とする。</li> <li>・ 主要な眺望点から、金華山や百ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用する色数は、できる限り少なくする。</li> </ul>
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 境界性のある景観を創出するため、敷地内に歩行者のための通路を設けたり、路地を活用する。</li> <li>・ セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。</li> <li>・ 長良川等の自然景観に配慮し、必要に応じて緩衝帯や目かくし等により修景する。</li> <li>・ 長良川の広がりのある河川景観を生かし、オープンスペースを確保する。</li> <li>・ 駐車場の出入口は、歩行者に配慮して、その数及び幅を最小限とし、複数道路に面する場合は、出入口を背面又は側面道路等に配置する。</li> <li>・ 塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。</li> <li>・ 自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。</li> <li>・ 壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。</li> <li>・ 周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。</li> <li>・ 擁壁の前面、上部には緑化等を行う。</li> <li>・ 駐車場は、路面を緑化ブロック等で極力緑化し、周辺に緑を配置する。</li> </ul>

## ・副都心拠点

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する色数は、できる限り少なくする。</li> </ul>
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・境界性のある景観を創出するため、敷地内に歩行者のための通路を設けたり、路地を活用する。</li> <li>・セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。</li> <li>・田園等の自然景観や住宅地景観に配慮し、必要に応じて緩衝帯や目かくし等により修景する。</li> <li>・駐車場の出入口は、歩行者に配慮して、その数及び幅を最小限とし、複数道路に面する場合は、出入口を背面又は側面道路等に配置する。</li> <li>・塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。</li> <li>・自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。</li> <li>・壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。</li> <li>・周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。</li> <li>・擁壁の前面、上部には緑化等を行う。</li> <li>・駐車場は、路面を緑化ブロック等で極力緑化し、周辺に緑を配置する。</li> </ul>

## ・健康づくりの拠点

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。</li> <li>・境川の対岸からの眺望等に配慮し、水辺に顔を向けた建築物の形態意匠、配置とする。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する色数は、できる限り少なくする。</li> <li>・木材や石材等の自然素材のような落ち着いた色彩を基調とする。</li> </ul>
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・境界性のある景観を創出するため、敷地内に歩行者のための通路を設けたり、路地を活用する。</li> <li>・セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。</li> <li>・田園や境川等の自然景観や住宅地景観に配慮し、必要に応じて緩衝帯や目かくし等により修景する。</li> <li>・境川の広がりのある河川景観を生かし、オープンスペースを確保する。</li> <li>・塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。</li> <li>・自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材や石材等の自然素材を積極的に利用する。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。</li> <li>・壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。</li> <li>・周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。</li> <li>・擁壁の前面、上部には緑化等を行う。</li> <li>・駐車場は、路面を緑化ブロック等で極力緑化し、周辺に緑を配置する。</li> </ul>

・地域にぎわい拠点

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。</li> <li>・名鉄竹鼻線や県道岐阜羽島線の車窓からの見え方に配慮した高さ、配置とする。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する色数は、できる限り少なくする。</li> </ul>
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・限界性のある景観を創出するため、敷地内に歩行者のための通路を設けたり、路地を活用する。</li> <li>・セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。</li> <li>・田園等の自然景観や住宅地景観に配慮し、必要に応じて緩衝帯や目かくし等により修景する。</li> <li>・塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。</li> <li>・自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。</li> <li>・壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。</li> <li>・周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。</li> <li>・擁壁の前面、上部には緑化等を行う。</li> <li>・駐車場は、路面を緑化ブロック等で極力緑化し、周辺に緑を配置する。</li> </ul>

■ 史跡周辺景観

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡及び周辺の緑や、後背の山なみを意識し、極力勾配屋根とする。</li> <li>・過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する色数は、できる限り少なくする。</li> <li>・木材や石材等の自然素材のような落ち着いた色彩を基調とする。</li> </ul>
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。</li> <li>・塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材や石材等の自然素材を積極的に利用する。</li> <li>・擁壁の仕上げは自然石又はこれに類するものとする。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。</li> <li>・周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。</li> <li>・擁壁の前面、上部には緑化等を行う。</li> <li>・駐車場は、史跡及び周辺の緑と調和するよう、緑化により修景を行う。</li> </ul>

## 2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

大規模な建築物や工作物は周辺の景観に大きな影響を与える可能性があります。

良好な景観の形成のために、一定規模以上の建築行為等に対して、形態意匠、色彩、緑化等をはじめとする行為の制限に関する事項を定めます。

なお、色彩の数値表示は、マンセル表色系（日本工業規格 JIS Z8721 に規定する色の表現方法）によるものとします。

### (1) 特定届出対象行為

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為

市は、特定届出対象行為に対して、景観法第 17 条第 1 項の規定に基づき、変更命令を行うことができます。

### (2) 届出対象行為

- (1) 次に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物の新築
  - ア 階数（地階を除く。以下この項において同じ。）が6以上の建築物
  - イ 地上からの高さが20メートルを超える建築物
  - ウ 延べ面積（地階を除く。以下この項において同じ）が 3,000 平方メートルを超える建築物
- (2) 次に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物の増築
  - ア 階数が6以上の建築物
  - イ 地上からの高さが20メートルを超える建築物
  - ウ 同一敷地内の既存の建築物の延べ面積の合計が3,000平方メートル以下である場合において、増築する部分の床面積の合計と当該既存の建築物の延べ面積との合計が3,000平方メートルを超える建築物
  - エ 同一敷地内の既存の建築物の延べ面積の合計が3,000平方メートルを超える場合において、増築する部分の床面積の合計が当該既存の建築物の延べ面積の合計の10分の1を超え、又は500平方メートルを超える建築物
- (3) 次に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物の改築又は移転
  - ア 階数が6以上の建築物
  - イ 地上からの高さが20メートルを超える建築物
  - ウ 延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物
  - エ 同一敷地内の既存の建築物の延べ面積の合計が3,000平方メートルを超える場合において、改築又は移転する部分の床面積の合計が当該既存の建築物の延べ面積の合計の10分の1を超え、又は500平方メートルを超える建築物
- (4) 次に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物の外観の過半を変更することとなる修



繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「修繕等」という。）

- ア 階数が6以上の建築物
  - イ 地上からの高さが20メートルを超える建築物
  - ウ 延べ面積の合計が3,000平方メートルを超える建築物
  - エ 同一敷地内の既存の建築物の延べ面積の合計が3,000平方メートルを超える場合において、修繕等をする建築物の延べ面積が当該既存の延べ面積の合計の10分の1を超え、又は500平方メートルを超える建築物
- (5) 次に掲げる工作物のいずれかに該当する工作物の新設、改築、若しくは移転又は外観の過半を変更することとなる修繕等
- ア 地上からの高さが20メートルを超える工作物
  - イ 築造面積が3,000平方メートルを超える工作物
  - ウ 幅員が10メートルを超え、かつ、その延長が30メートルを超える橋梁、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類する工作物
  - エ 地上からの高さが5メートルを超える高架道路、高架鉄道その他これらに類する工作物
- (6) 次に掲げる工作物のいずれかに該当する工作物の増築
- ア 地上からの高さが20メートルを超える工作物（増築後の工作物の高さが地上から20メートルを超える場合を含む。）
  - イ 増築する部分の築造面積と当該既存の工作物の築造面積との合計が3,000平方メートルを超える工作物
  - ウ 増築する部分の築造面積が当該既存の工作物の築造面積の10分の1を超え、又は500平方メートルを超える工作物
- (7) 第1号から第6号までの規定にかかわらず、岐阜市風致地区条例（平成16年岐阜市条例第25号）に基づく許可、協議又は通知を要する行為のうち、同条例第4条第1号及び第6号に該当する行為

市は、届出対象行為に対して、景観法第16条第3項の規定に基づき、勧告を行うことができます。

### **（3）届出対象行為の除外**

- ・ 法第16条第7項1号から10号に規定する届出を要しない行為

【備考：岐阜市景観条例（平成7年岐阜市条例第54号）第15条第3項】

#### **市域全域の風致地区について**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区内における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、岐阜市風致地区条例（平成16年岐阜市条例第25号）に基づく許可、協議又は通知を要する行為（同条例第4条第1項第1号又は第6号に掲げる行為を除く。）とする。

#### (4) 景観形成基準

次に掲げる基準を行為の制限に関する景観形成基準とします。

##### 1) 指導助言基準

項目		景観形成基準
基本事項	調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等が立地する場所の地形や気候、歴史・文化的環境と安全で快適な環境づくりを踏まえ、中遠景や周辺のまちなみと調和した形態意匠、色彩、規模、配置とする。</li> <li>個別の建築物等については、まとまりのある形態意匠とし、同一敷地内の複数の建築物等についても景観上の共通性、類似性を取り込んだまとまりのあるものとする。</li> <li>公共公益施設や大規模な事業の実施にあたっては、周辺景観と調和し、岐阜の魅力向上に寄与するような形態意匠、色彩とする。</li> </ul>
	眺望等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等は、道路等公共の場所からの見え方に配慮した形態意匠、色彩、規模、配置とする。</li> <li>主要な通りや主要な眺望点から望見できる場所に立地する建築物等は、形態意匠、色彩、規模、配置について眺望景観に特に配慮する。</li> <li>人通りの多い道路の交差点では、多くの視線を集めることから、景観形成の重要性を意識した形態意匠の採用やオープンスペースの確保、緑化等を行う。</li> <li>自然資源や歴史・文化的資源の近傍やその周辺では、良好な眺望景観を阻害しないような、形態意匠、色彩、規模、配置とする。</li> </ul>
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等を適正に維持管理する。</li> </ul>
建築物・工作物の形態意匠	屋根形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観やまちなみと調和した屋根形状や高さとし、スカイラインの統一を図る。</li> </ul>
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>長大な外壁面は、適度に分節し、開口部の設置や壁面の段差等の変化、色彩の変化等により圧迫感を与えないようにする。</li> </ul>
	誘目性	<ul style="list-style-type: none"> <li>過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。</li> </ul>
	高さ・配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。</li> </ul>
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外階段やバルコニー等は、建築物本体と一体の形態意匠、色彩となるよう工夫したり、ルーバー等の目かくしにより修景する。</li> </ul>
	外部設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部設備や屋上設備は、露出させないようにする。やむを得ず露出する場合は、配置を工夫したり、目かくし、緑化等により修景する。</li> </ul>
	鉄柱・鉄塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>送電又は送信のための鉄柱、鉄塔、アンテナ等は集約化する。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁の高さは極力抑え、勾配を持たせるなど、圧迫感を軽減させる。</li> </ul>
	基調色	<ul style="list-style-type: none"> <li>色を構成する3要素（色相、明度、彩度）が持つ特徴を踏まえ、周辺景観やまちなみと調和させ、色彩の効果を踏まえた配色を行う。</li> <li>落ち着いた色彩を基調とし、けばけばしい色彩や蛍光色は避ける。地域特性により、やむを得ず使用する場合は、面積を抑え、効果的な使い方をとする。</li> <li>基調となる色彩は、色相がYR系は彩度6以下、R、Y系は彩度4以下、それ以外の色相は彩度2以下とする。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物の外壁面の20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。</li> <li>送電又は送信のための鉄塔、鉄柱、アンテナ等については、空が背景となる場合は無彩色の明度5.5から8程度とし、山地の近傍においては、落ち着いたYR系の色相を用いる。</li> </ul>
	アクセント	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーポレートカラーやイメージカラー等は、彩度の高い色彩を大きな面</li> </ul>

	カラー等	積で用いることを避ける。
	配色	・使用する色彩は、敷地内の個々の建築物等と調和させ、バランスのとれた配色とする。

項目		景観形成基準
配置外構	界隈性	・界隈性のある景観を創出するため、敷地内に歩行者のための通路を設けたり、路地を活用する。
	オープンスペース	・セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。 ・自然景観や住宅地景観と隣接する場合は、周辺の景観に配慮し、必要に応じて緩衝帯や目かくし等により修景する。
	車等の進入路	・駐車場の出入口は、歩行者に配慮して、その数及び幅を最小限とし、複数道路に面する場合は、出入口を背面又は側面道路等に配置する。
	附属建築物	・駐車場、駐輪場、ゴミ集積所等は通りから見えないようにする。やむを得ず通りから見える場所に設置する場合は、目かくし、緑化等により修景する。
	塀・柵等	・塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。
素材	耐久性	・経年変化による汚れが目立たないような素材を利用する。
	維持管理	・清掃等の維持管理のしやすい素材を利用する。
	質感	・周辺景観と調和した質感のある素材を使用する。
	光沢性	・金属やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合は、周辺景観と調和するよう工夫する。
緑化	全体構成	・樹種、樹高、樹姿、緑量、植栽位置、植栽手法等について配慮し、生育環境や地域特性に合わせた緑化を行う。
	配置	・敷地内には、低・中・高木を適切に配置する。
	緑量	・建築する建築物の敷地内には、原則として敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が10分の1以上となるよう緑地面積を確保する。 ・高木で樹冠幅のあるものを道路等から見やすい位置に配置する。 ・壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。
	連続性	・周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。
	樹種	・推奨種を用いる。 ・社寺林や保存樹、既存樹木等を保全する。
季節感	・季節を感じることができるよう植栽を行う。	
照明	光量・色彩・方向	・地域の夜間景観を損なわないよう、照明の方向に配慮するとともに、過度な明るさやけばけばしい色彩の照明を用いない。
	点滅	・華美なネオンやけばけばしく点滅する照明は設置しない。
	デザイン・演出	・夜間の景観の向上に資するものは、夜の景観の演出に配慮し、ライトアップや効果的な照明を行う。
橋梁・水門等	全体構成	・周辺景観に配慮した形態意匠、色彩とする。
	設備管等	・排水管等の設備管は、目立たない位置に設置する。
	照明灯等	・照明灯、欄干、ゲート、支柱、床仕上げ材等は、地域特性や連続性に配慮した形態意匠、色彩とする。
高架道路 高架鉄道等	全体構成	・周辺景観に配慮した形態意匠、色彩とする。
	設備管等	・排水管等の設備管は目立たない位置に設置する。
	照明灯等	・照明灯、支柱、ガードフェンス等は、地域特性や連続性に配慮した形態意匠、色彩とする。

## 2) 勧告基準

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・建築物前面（道路側）のデザインが統一されている区域において、異質な形態意匠、色彩、素材を用いる等、外壁のデザインの統一感を妨げ、不調和となるとき。</li><li>・自然資源や歴史・文化的資源の近傍やその周辺において、異質な形態意匠、色彩、素材、規模、配置とする等、良好な景観を阻害するとき。</li></ul> <p>上記において、岐阜市総合計画や岐阜市都市計画マスタープランに即した行為についてはこの限りでない。</p>
緑化	<ul style="list-style-type: none"><li>・建築物の新築、増築、改築若しくは移転をするとき、敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が10分の1未満となるとき。ただし、岐阜市景観審議会の意見を聴いて、市長が認める場合は、この限りでない。</li></ul>

## 3) 変更命令基準

項目	景観形成基準
建築物・ 工作物の 色彩	<ul style="list-style-type: none"><li>・基調となる色彩が、色相がY R系は彩度6、R、Y系は彩度4、それ以外の色相は彩度2より高いとき。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物の外壁面の20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。</li></ul>

## 4) その他

本計画施行の際、現に存する建築物等又は現に建築等若しくは建設等の工事中の建築物等が景観形成基準に適合しない場合は、市長が別に定めるものとする。

### (5) 特例措置

市長が岐阜市景観審議会の意見を聴いて、公益上やむを得ないと認めた建築物等については、行為の制限の対象外とします。



**1 金華区域**

金華区域は、道三公・信長公が築いた歴史ある城下町として、発展してきました。地区内の各所には、旧武家屋敷である寺社や町家等の歴史ある建築物等が今も多く残り、美しい歴史的まちなみを形成しています。

金華山の山頂には信長公の天下布武の拠点であった岐阜城がそびえ、歴史ある古道や町家等から眺める岐阜城・金華山等の山並みを背景としたまちなみは、当区域ならではの美しい景観といえ、当区域は金華山・長良川区域とともに国重要文化的景観「長良川中流域における岐阜の文化的景観」に選定されています。

また、金華山のふもとは、緑豊かな歴史公園である岐阜公園があり、市民の憩いの場としてアメニティあふれる景観を形成しています。

更に、当区域では、1,300年の歴史を誇り、国重要無形民俗文化財に指定されている鶺鴒の風景を楽しむことができます。

良好な景観形成に向けた住民によるまちづくり活動も活発であり、景観形成に係る各種のルールづくりや学習会の開催、伝統的な祭り文化の伝承に向けた活動なども行われています。

ここでは、岐阜城下町、岐阜町発祥の地として、当時をしのばせる美しい歴史的景観が今も数多く残り、次代に継承していく必要のある区域を対象として「良好な景観の形成に関する方針」及び「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」を定め、良好な景観形成を図るものとします。

**1 良好な景観の形成に関する方針**

- 伊奈波神社や正法寺等の歴史的資源を保全するとともに、周辺においてはそれらと調和した景観を形成する。
- 川原町及び久屋町等の歴史的風情を湛える町家が連なるまちなみや、岐阜らしい趣ある建築物により形成される歴史的まちなみ景観を保全、創出する。
- 三重塔や伊奈波神社、正法寺等の歴史的資源への眺めや金華山、長良川と一体となったまちなみとが織りなす美しい眺望景観を保全、創出する。
- 長良川鶺鴒等の文化的景観の保全及びそれらと調和した景観を形成する。
- 岐阜公園及びその周辺では、岐阜の歴史や自然を活かした景観を形成する。

## 2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

良好な景観の形成のために、下記の建築行為等に対して、形態意匠、色彩、緑化等をはじめとする行為の制限に関する事項を定めます。

### (1) 特定届出対象行為

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為

市は、特定届出対象行為に対して、景観法第 17 条第 1 項の規定に基づき、変更命令を行うことができます。

### (2) 届出対象行為

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為
- (3) 前 2 号の規定にかかわらず、岐阜市風致地区条例（平成 16 年岐阜市条例第 25 号）に基づく許可、協議又は通知を要する行為のうち同条例第 4 条第 1 号及び第 6 号に該当する行為

市は、届出対象行為に対して、景観法第 16 条第 3 項の規定に基づき、勧告を行うことができます。

### (3) 届出対象行為の除外

- ・ 法第16条第7項各号に規定する届出を要しない行為

【備考：岐阜市景観条例（平成 7 年岐阜市条例第 54 号）第 15 条第 2 項】

景観計画重要区域（金華区域並びに金華山・長良川区域における B 地区及び C 地区に限る。）内における法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等のうち、軽微な行為として市長が指定するもの
- (2) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等のうち、軽微な行為として市長が指定するもの
- (3) 道路その他の公共の場所から容易に見ることができない場所における行為
- (4) 前項第 7 号又は第 8 号に掲げる行為

#### (4) 景観形成基準

次に掲げる基準を行為の制限に関する、景観形成基準とします。

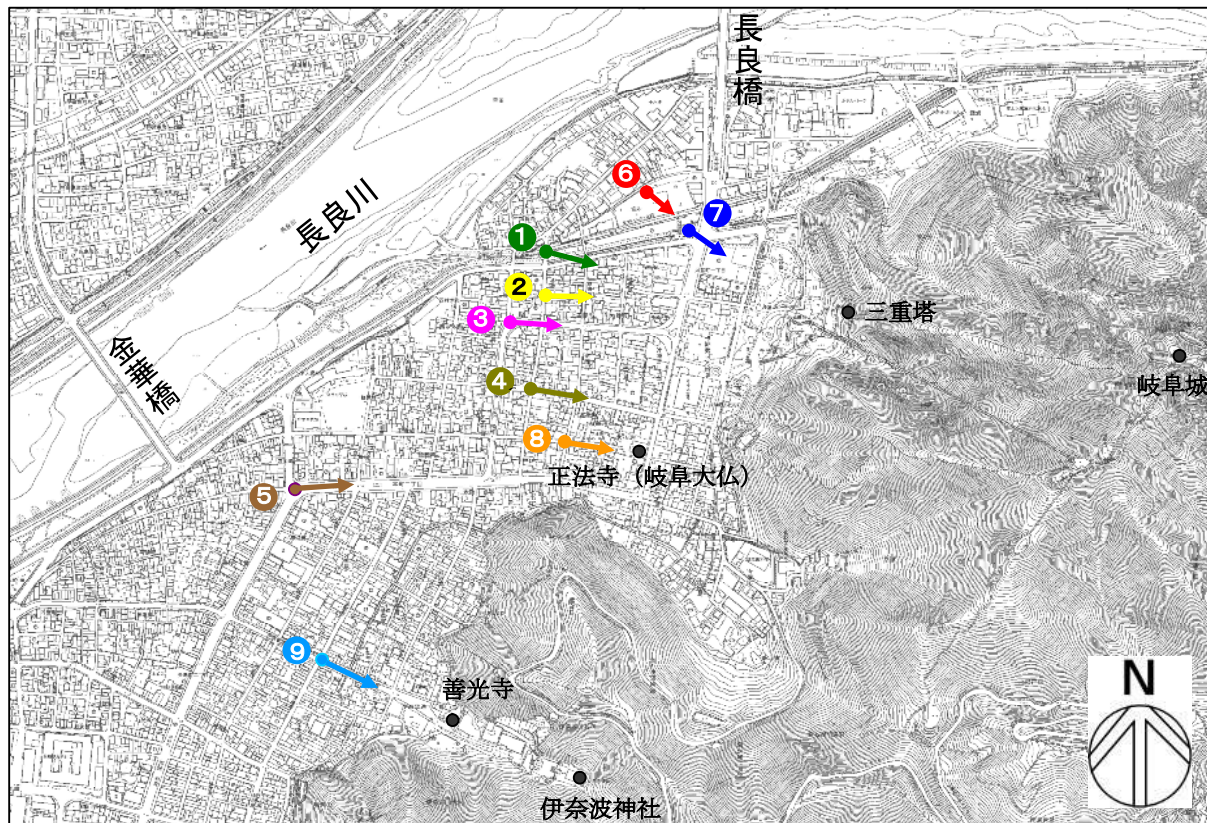
##### 1) 指導助言基準

項目		景観形成基準
基本事項	調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等が立地する場所の地形、歴史、文化的環境と安全で快適な環境づくりを踏まえ、中遠景や周辺のまちなみと調和した形態意匠、色彩、規模、配置とする。</li> <li>個別の建築物等については、まとまりのある形態意匠とし、同一敷地内の複数の建築物等についても景観上の共通性、類似性を取り込んだまとまりのあるものとする。</li> <li>公共公益施設や大規模な事業の実施にあたっては、周辺景観と調和し、本区域の魅力向上に寄与するような形態意匠、色彩とする。</li> <li>歴史的まちなみや金華山、岐阜城、伊奈波神社、正法寺、三重塔への眺望景観と調和した高さとする。</li> </ul>
	眺望等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の配置は、主要な眺望点<sup>※</sup>から眺める金華山、岐阜城、伊奈波神社、正法寺、三重塔への見通しを極力確保する。</li> <li>建築物等の形態意匠、色彩は、主要な眺望点から金華山、岐阜城、伊奈波神社、正法寺、三重塔を眺める景色に調和させる。</li> <li>特に外部設備や屋上設備等の建築設備や屋上階段等は、極力目立たない形態意匠、色彩、配置、又は目かくしにより眺望景観に配慮する。</li> </ul> <p>※主要な眺望点：図5（主要な眺望点位置図）</p>
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等を適正に維持管理する。</li> </ul>
建築物・ 工作物の 形態意匠	屋根形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的まちなみと調和した屋根形状とし、スカイラインの統一を図る。</li> <li>歴史的まちなみの連続性に配慮し、極力勾配屋根とする。</li> </ul>
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>長大な外壁面は、金華山や周辺の歴史的まちなみに調和するよう、適度に分節し、開口部の設置や壁面の段差等の変化、色彩の変化等により圧迫感を与えないようにする。</li> </ul>
	誘目性	<ul style="list-style-type: none"> <li>過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。</li> <li>自動販売機には、過度に誘目性の高い外装部への絵、写真その他これらに類するものの書き込み、貼り付け等を行わないようにする。</li> </ul>
	ファサード	<ul style="list-style-type: none"> <li>開口部への格子や1階に庇を設けるなどにより、伝統的で格式のある形態意匠とし、周辺の歴史的まちなみと調和させる。</li> <li>外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の緑を配置することにより、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景する。</li> <li>ベランダ等は、手摺壁の形態意匠等に工夫し、洗濯物等がなるべく通りから見えないようにする。</li> </ul>
	壁面線・階層	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣り合う建築物等の軒高や壁面線、スカイライン等を整え、歴史的まちなみの連続性に配慮する。</li> </ul>
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外階段やバルコニー等は、建築物等と一体的な形態意匠、色彩としたり、ルーバー等の目かくしにより修景する。</li> </ul>
	外部設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部設備や屋上設備は露出しないようにする。やむを得ず露出する場合は、主要な通りや眺望点から容易に望見できないよう、配置を工夫したり、木製格子等による目かくし、緑化等により修景する。</li> </ul>
	鉄柱・鉄塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話用アンテナ及びその柱等は集約化し、シンプルなものとするとともに、主要な通りや主要な眺望点から極力望見できない形態意匠、配置とする。</li> </ul>
道路附带 施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス停上屋（シェルター）、サイン等は、歴史的まちなみに調和した形態意匠とする。</li> </ul>	

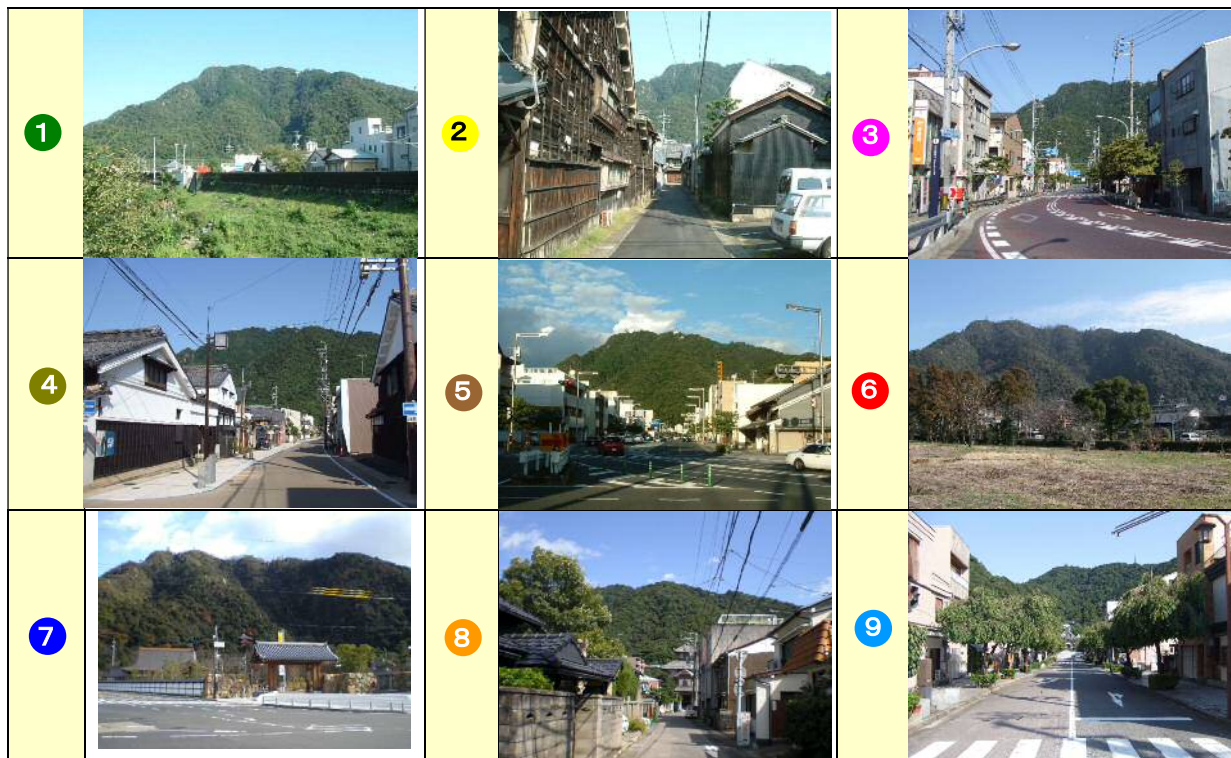
項目		景観形成基準
建築物・ 工作物の 色彩	基調色	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の歴史的まちなみとの調和を保つよう、基調となる色彩は、蛍光色は避け無彩色及び茶系統の彩度の低い、つやのない落ち着いたある色彩とする。やむを得ず彩度の高い色彩を利用する場合は、面積を抑え、効果的な使い方をとする。</li> <li>・建築物の屋根は、低彩度及び低明度を基調とする。</li> <li>・市域全域で届出を要する行為の建築物等については、基調となる色彩は、色相がR、YR、Y系は彩度4、それ以外の色相は彩度2以下とし、その他の建築物等については、基調となる色彩は、彩度4以下とする。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分又は建築物の外壁面の20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。</li> <li>・送電又は送信のための鉄塔・鉄柱（建築物等に附属する携帯電話用アンテナは除く）については、空が背景となる場合は無彩色の明度5.5から8程度とし、金華山等の山が背景となる場合は、落ち着いたYR系の色相を用いる。</li> <li>・建築物等に附属する携帯電話用アンテナを外壁面に設置する場合は、外壁の色彩と調和させ、上空に突出する部分については、上記と同様とする。</li> </ul>
	アクセント カラー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する色彩や量は相互に調和する配色となるようバランスをとる。</li> <li>・コーポレートカラーやイメージカラー等は、彩度の高い色彩を大きな面積で用いることを避ける。</li> </ul>
	色数	・使用する色数はできる限り少なくする。
	地域色・ 伝統色	・伝統的な色彩を尊重し、周辺のまちなみと色彩を調和させる。
	配色調和	・使用する色彩は、敷地内の個々の建築物等と調和させ、バランスのとれた配色とする。
配置外構	連続性	・平面駐車場等について、まちなみの連続性に配慮し、門、塀等を設置する。
	附属建築物	・建築設備や駐車場、駐輪場、ゴミ集積所等は、極力建築物と一体化した形態とし、通りやその他の公共の場所から見えないようにする。やむを得ず見える場所に配置する場合は、目かくし、緑化等により修景する。
	自動販売機	・自動販売機を設置する場合は、建築物等との一体化や周辺のまちなみと調和するよう工夫する。
素材	耐久性	・経年変化に耐え、汚れが目立たない素材を使用する。
	維持管理	・清掃等の維持管理のしやすい素材を使用する。
	質感	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材や漆喰、石、日本瓦等の伝統的な素材を積極的に利用する。</li> <li>・建具は木製又は落ち着いた色のカラーサッシ又はこれに類するものとする。</li> </ul>
	光沢性	・金属やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観と調和させるようにする。
緑化	全体構成	・樹種、樹高、樹姿、緑量、植栽位置、植栽手法等について周辺に合わせた緑化とする。
	配置	・敷地内には、低・中・高木を適切に配置する。
	緑量	・市域全域において届出対象行為となる建築物の敷地内には、原則として敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が10分の1以上となるよう緑地面積を確保する。
	樹種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推奨種を用いる。</li> <li>・社寺林や保存樹、既存樹林等を保全する。</li> </ul>
	季節感	・季節を感じることができるような植栽を行う。
照明	光量・色彩 ・方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜城（金華山）、長良川の夜間景観を損なうような過度な明るさやげばげばしい色彩の照明を用いない。</li> <li>・露出したネオン管、レーザー光線、LEDによる映像等の過度な照明は設置しない。</li> </ul>
	点滅	・華美なネオンやげばげばしく点滅する照明は設置しない。
橋梁・ 水門等	全体構成	・周辺景観に配慮した形態意匠、色彩とする。
	設備管等	・排水管等は目立たない位置に設ける。
	照明灯等	・照明灯、欄干、ゲート、支柱、床仕上げ材等は、歴史的まちなみや自然景観、連続性に配慮した形態意匠、色彩とする。
仮設物等	形態・色彩等	・仮囲い等の工事用仮設物や仮設建築物などは、歩行者の安全に配慮するとともに、良好な景観を損なわないような、形態意匠、色彩、配置とする。



〔 図6 主要な眺望点位置図 〕



■主要な眺望点からの眺め



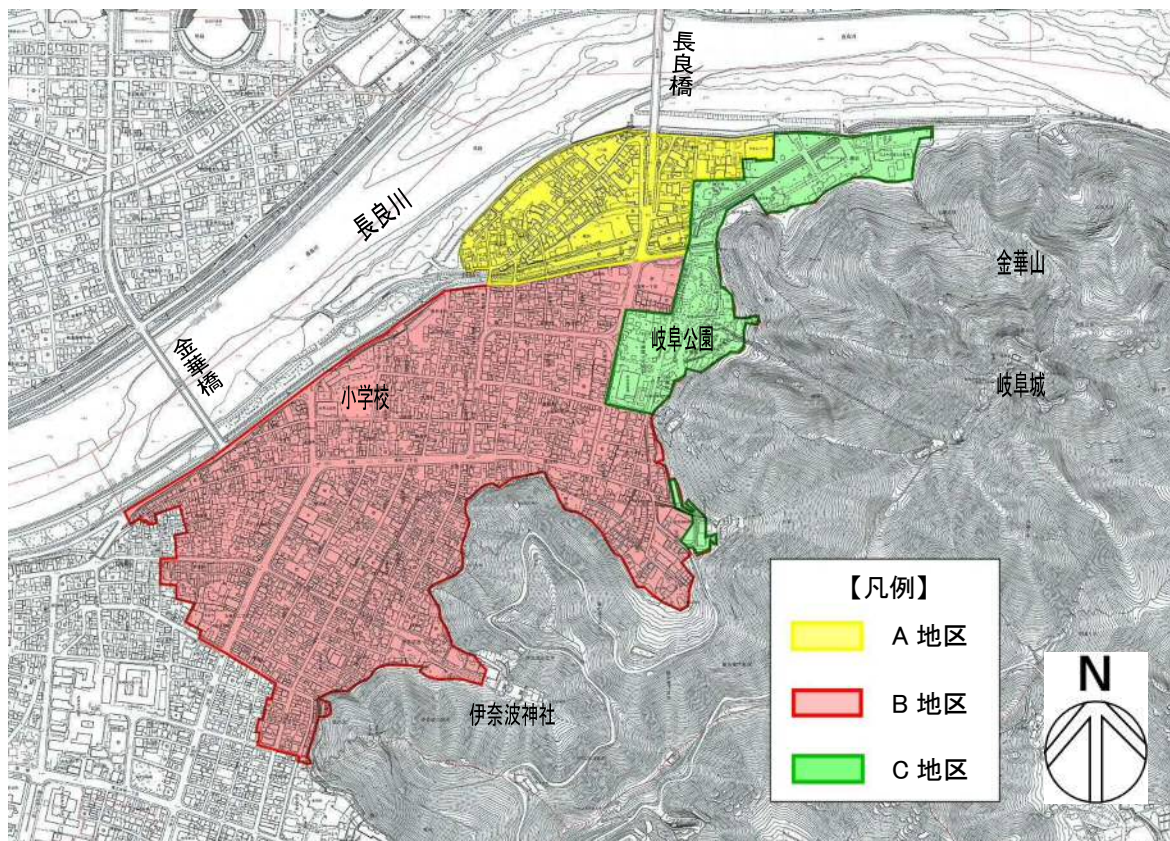
## 2) 勧告基準

金華区域ゾーン図〔図7〕ごとに勧告基準を定めます。

項目	景観形成基準		
地区名	A地区	B地区	C地区
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物前面（道路側）において、異質な形態意匠、色彩、素材を用いる等、外壁のデザインの統一感を妨げ、不調和としたとき。</li> <li>・自然資源や歴史・文化的資源の近傍やその周辺において、異質な形態意匠、色彩、素材、規模、配置とする等、良好な眺望景観を阻害したとき。</li> <li>・きらびやかなネオンサイン、光源が点滅し、又は移動する照明、サーチライト、レーザー光線等過度に明るい照明設備を設置したとき。</li> </ul>		
建築物等の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度地区の制限による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の高さが20mを超えるとき。ただし、敷地内において道路沿いに門等による修景整備がされ、道路境界までの距離が一定以上離れている建築物等（高さ10m以下の建築物等は、除く）にあつては、市長が岐阜市景観審議会の意見を聴き、景観上配慮を行ったと認めた場合は、建築物等の高さが25mを超えるときとする。 上記について、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、2mまでは、当該建築物の高さに参入しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区の制限による。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階を除く階数が6階以上若しくは地上からの高さが20mを超える又は延べ面積（地階を除く各階の床面積の合計）が3,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築または移転をするとき、敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が10分の1未満となるとき。ただし、岐阜市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めるときは、この限りでない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区の制限による。</li> </ul>



〔 図7 金華区域ゾーン図 〕



### 3) 変更命令基準

項目	景観形成基準
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域全域で届出を要する行為の建築物等の基調となる色彩が、色相がR、Y R、Y系は彩度4、それ以外の色相は彩度2より高いとき、その他の建築物等の基調となる色彩が、彩度4より高いとき。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分又は建築物の外壁面の20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。</li> </ul>

### 4) その他

本計画施行の際、現に存する建築物等又は既に建築等若しくは建設等の工事中の建築物等が景観形成基準に適合しない場合は、市長が別に定めるものとする。

### (5) 特例措置

市長が岐阜市景観審議会の意見を聴いて、公益上やむを得ないと認めた建築物等については、行為の制限の対象外とします。

## 2 金華山・長良川区域

金華山・長良川区域は、都市部における貴重な自然の宝庫として、岐阜市民に親しみ・潤い・安らぎを与えると共に、固有の歴史・文化を背景にした美しい景観を形成しています。

特に、金華山や百々ヶ峰は、シイ・カシ林やシダ類の群落が自生し、本市の象徴的な山として緑豊かな景観を形成しています。

また、長良川は、四季折々、その表情を変えながら市街地の中央部を流れ、水質の良さと併せて、その美しさは全国に誇れるものとなっています。

さらに、本市が目指す長良川の鵜飼のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取り組みの結果、1,300年の歴史を誇る「鵜飼漁の技術」が国重要無形民俗文化財に指定されたほか、河岸の鵜飼の里などにおいて形成されてきた伝統的なまちなみや自然と調和された風景をもつこの区域は、金華区域とともに「長良川中流域における岐阜の文化的景観」として国重要文化的景観に選定されています。

また、日本遺産「“信長公のおもてなし”が息づく戦国城下町・岐阜」のストーリーでは、金華山・長良川は信長公自慢のおもてなし空間として位置付けられています。

以上により、金華山、百々ヶ峰等の山々と長良川沿いの市街地が一体となり、岐阜市固有の景観が存在する区域を対象として「良好な景観の形成に関する方針」及び「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」を定め、良好な景観形成を図るものとします。

## 1 良好な景観の形成に関する方針

- 金華山、百々ヶ峰等の山々や長良川の美しい自然景観を保全する。
- 金華山、百々ヶ峰等の山々や長良川と市街地とが織りなす美しい眺望景観を保全する。
- 長良川鵜飼等の文化的景観の保全及びそれらと調和した景観を形成する。
- 自然と調和した落ち着いた雰囲気のマちなみ景観を保全・創出する。



## 2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

良好な景観の形成のために、下記の建築行為等に対して、形態意匠、色彩、緑化等をはじめとする行為の制限に関する事項を定めます。

### (1) 特定届出対象行為

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為

市は、特定届出対象行為に対して、景観法第17条第1項の規定に基づき、変更命令を行うことができます。

### (2) 届出対象行為

- (1) 次に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物の新築
  - ア 階数（地階を除く。以下この項において同じ。）が6以上の建築物
  - イ 地上からの高さが20メートルを超える建築物
  - ウ 延べ面積（地階を除く。以下この項において同じ）が3,000平方メートルを超える建築物
- (2) 次に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物の増築
  - ア 階数が6以上の建築物
  - イ 地上からの高さが20メートルを超える建築物
  - ウ 同一敷地内の既存の建築物の延べ面積の合計が3,000平方メートル以下である場合において、増築する部分の床面積の合計と当該既存の建築物の延べ面積との合計が3,000平方メートルを超える建築物
  - エ 同一敷地内の既存の建築物の延べ面積の合計が3,000平方メートルを超える場合において、増築する部分の床面積の合計が当該既存の建築物の延べ面積の合計の10分の1を超え、又は500平方メートルを超える建築物
- (3) 次に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物の改築又は移転
  - ア 階数が6以上の建築物
  - イ 地上からの高さが20メートルを超える建築物
  - ウ 延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物
  - エ 同一敷地内の既存の建築物の延べ面積の合計が3,000平方メートルを超える場合において、改築又は移転する部分の床面積の合計が当該既存の建築物の延べ面積の合計の10分の1を超え、又は500平方メートルを超える建築物
- (4) 次に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物の外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「修繕等」という。）
  - ア 階数が6以上の建築物
  - イ 地上からの高さが20メートルを超える建築物
  - ウ 延べ面積の合計が3,000平方メートルを超える建築物

- エ 同一敷地内の既存の建築物の延べ面積の合計が3,000平方メートルを超える場合において、修繕等をする建築物の延べ面積が当該既存の延べ面積の合計の10分の1を超え、又は500平方メートルを超える建築物
- (5) 次に掲げる工作物のいずれかに該当する工作物の新設、改築、若しくは移転又は外観の過半を変更することとなる修繕等
- ア 地上からの高さが20メートルを超える工作物
- イ 築造面積が3,000平方メートルを超える工作物
- ウ 幅員が10メートルを超え、かつ、その延長が30メートルを超える橋梁、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類する工作物
- エ 地上からの高さが5メートルを超える高架道路、高架鉄道その他これらに類する工作物
- (6) 次に掲げる工作物のいずれかに該当する工作物の増築
- ア 地上からの高さが20メートルを超える工作物（増築後の工作物の高さが地上から20メートルを超える場合を含む。）
- イ 増築する部分の築造面積と当該既存の工作物の築造面積との合計が3,000平方メートルを超える工作物
- ウ 増築する部分の築造面積が当該既存の工作物の築造面積の10分の1を超え、又は500平方メートルを超える工作物
- (7) 鶴飼屋地区（B・C地区）においては、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為
- (8) 鶴飼屋地区（B・C地区）においては、工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為
- (9) 第1号から第8号までの規定にかかわらず、岐阜市風致地区条例（平成16年岐阜市条例第25号）に基づく許可、協議又は通知を要する行為のうち、同条例第4条第1号及び第6号に該当する行為

市は、届出対象行為に対して、景観法第16条第3項の規定に基づき、勧告を行うことができます。

### （3）届出対象行為の除外

- ・ 法第16条第7項各号に規定する届出を要しない行為

【備考：岐阜市景観条例（平成7年岐阜市条例第54号）第15条第2項】

景観計画重要区域（金華区域並びに金華山・長良川区域におけるB地区及びC地区に限る。）内における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等のうち、軽微な行為として市長が指定するもの
- (2) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等のうち、軽微な行為として市長が指定するもの
- (3) 道路その他の公共の場所から容易に見ることができない場所における行為
- (4) 前項第7号又は第8号に掲げる行為

#### (4) 景観形成基準

次に掲げる基準を行為の制限に関する景観形成基準とします。

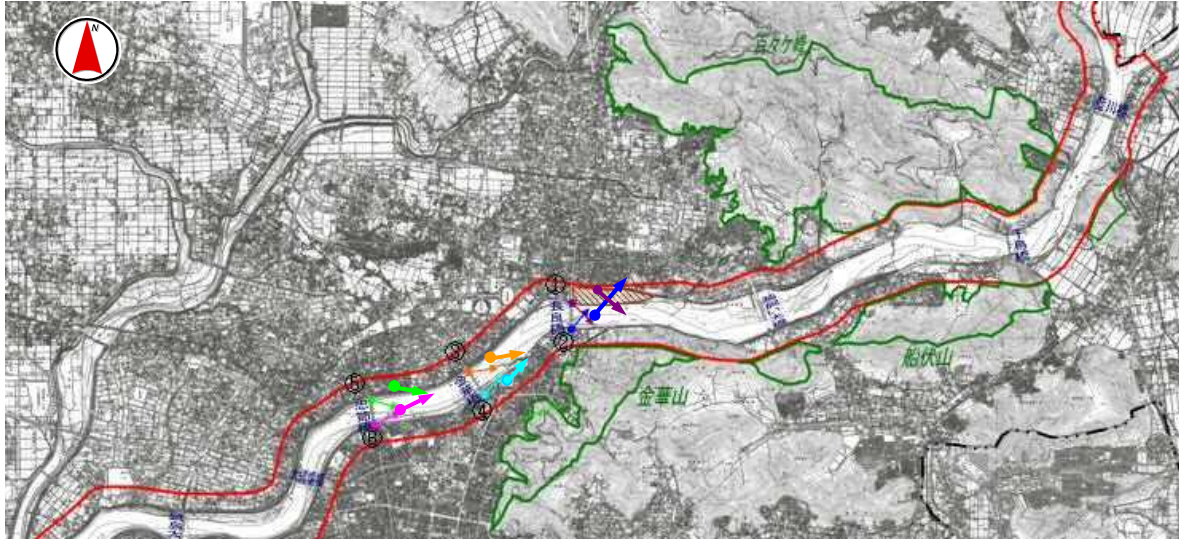
##### 1) 指導助言基準

項目		景観形成基準
基本事項	調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等が立地する場所の地形、歴史、文化的環境と安全で快適な環境づくりを踏まえ、中遠景や周辺のまちなみと調和した形態意匠、色彩、規模、配置とする。</li> <li>個別の建築物等については、まとまりのある形態意匠とし、同一敷地内の複数の建築物等についても景観上の共通性、類似性を取り込んだまとまりのあるものとする。</li> <li>公共公益施設や大規模な事業の実施にあたっては、周辺景観と調和し、本区域の魅力向上に寄与するような形態意匠、色彩とする。</li> <li>長良川や金華山、百々ヶ峰の美しい自然景観を阻害しない高さとする。</li> </ul>
	眺望等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の配置は、主要な眺望点※から眺める長良川、金華山、岐阜城、百々ヶ峰への見通しを極力確保する。</li> <li>建築物等の形態意匠、色彩は、主要な眺望点から長良川、金華山、岐阜城、百々ヶ峰を眺める景色に調和させる。</li> <li>外部設備や屋上設備等の建築設備や屋上階段等は、極力目立たない形態意匠、色彩、配置、又は目かくしにより眺望景観に配慮する。</li> </ul> <p>※主要な眺望点：図7（主要な眺望点位置図）</p>
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等を適正に維持管理する。</li> </ul>
建築物・ 工作物の 形態意匠	屋根形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観やまちなみと調和した屋根形状とし、スカイラインの統一を図る。</li> </ul>
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>長大な外壁面は、長良川や金華山等周辺の景観に調和するよう、適度に分節し、開口部の設置や壁面の段差等の変化、色彩の変化等により圧迫感を与えないようにする。</li> </ul>
	誘目性	<ul style="list-style-type: none"> <li>過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。</li> <li>自動販売機に過度に誘目性の高い外装部への絵、写真その他これらに類するものの書き込み、貼り付け等で周辺の景観やまちなみを乱さないようにする。</li> </ul>
	ファサード	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の緑を配置することにより、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景する。</li> <li>ベランダ等は、手摺壁の形態意匠等に工夫し、洗濯物等がなるべく通りから見えないようにする。</li> </ul>
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外階段やバルコニー等は、建築物等と一体的な形態意匠、色彩に配慮したり、ルーバー等の目かくしにより修景する。</li> </ul>
	外部設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部設備や屋上設備（空調室外機、水タンクなど）は露出しないようにする。やむを得ず露出する場合は、金華山等の眺望に配慮や配置を工夫したり、格子等による目かくしや緑化等により修景する。</li> </ul>
	鉄柱・鉄塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話用アンテナ及びその柱等は集約化し、シンプルなものとするとともに、主要な通りや主要な眺望点から極力望見できない形態意匠、配置とする。</li> </ul>
	道路附帯 施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス停上屋（シェルター）、サイン等は、周辺景観に調和した形態意匠とする。</li> </ul>

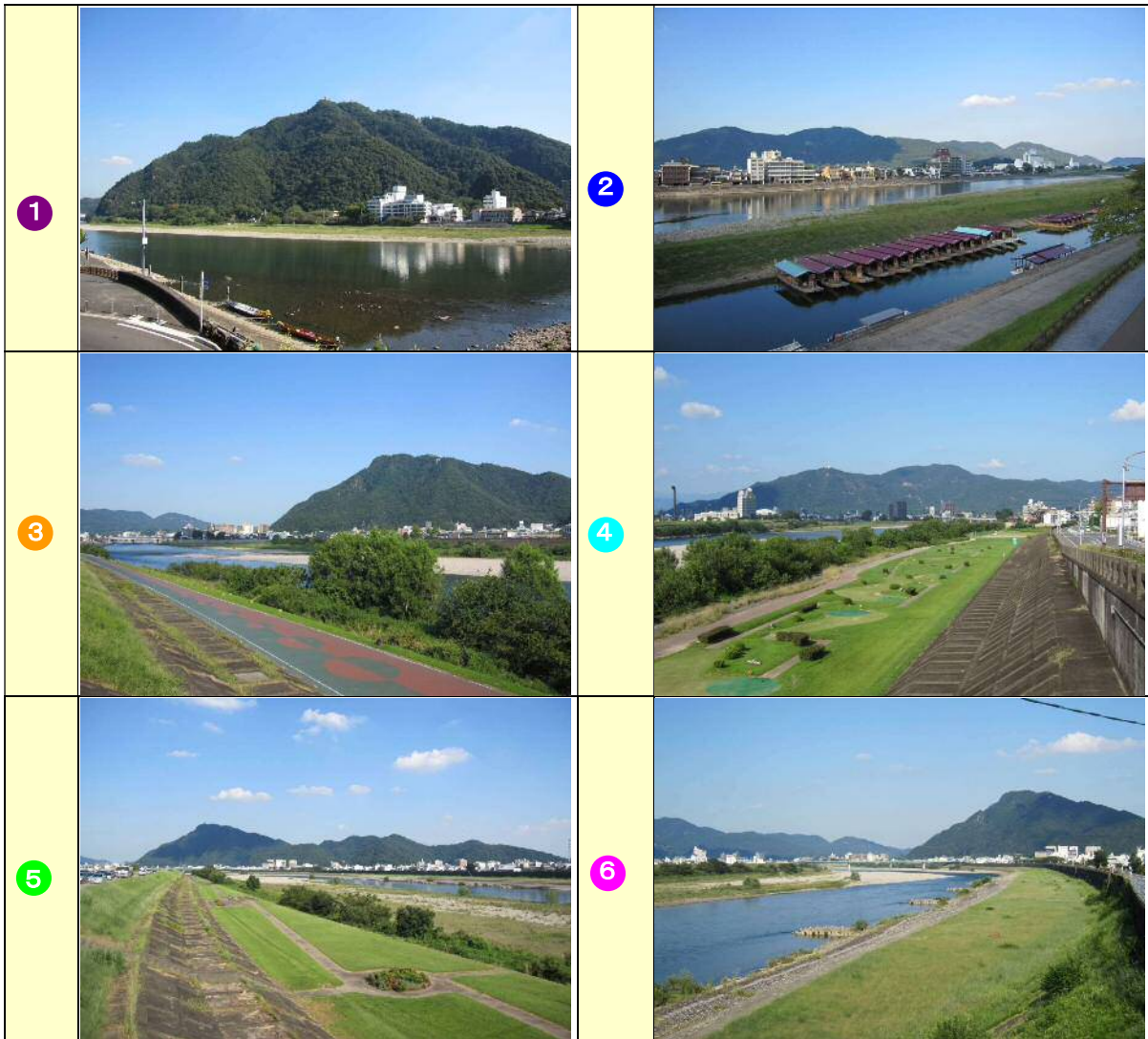
項目		景観形成基準
建築物・ 工作物の 色彩	基調色	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和を保つよう、基調となる色彩は、蛍光色は避け無彩色及び茶系統の彩度の低い、つやのない落ち着いた色彩とする。やむを得ず彩度の高い色彩を利用する場合は、面積を抑え、効果的な使い方をとする。</li> <li>・建築物の屋根は、低彩度及び低明度を基調とする。</li> <li>・基調となる色彩は、色相がR、YR、Y系は彩度4以下、それ以外の色相は彩度2以下とする。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分又は建築物の外壁面の20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。</li> <li>・送電又は送信のための鉄塔・鉄柱（建築物等に附属する携帯電話用アンテナは除く）については、空が背景となる場合は無彩色の明度5.5から8程度とし、金華山等の山が背景となる場合は、落ち着いたYR系の色相を用いる。</li> <li>・建築物等に附属する携帯電話用アンテナを外壁面に設置する場合は、外壁の色彩と調和させ、上空に突出する部分については、上記と同様とする。</li> <li>・その他工作物などについては、自然景観及び眺望景観に配慮し、周辺の景観に調和するものとする。</li> </ul>
	アクセント カラー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する色彩や量は相互に調和する配色となるようバランスをとる。</li> <li>・コーポレートカラーやイメージカラー等は、彩度の高い色彩を大きな面積で用いることを避ける。</li> </ul>
	色数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する色数はできる限り少なくする。</li> </ul>
	配色調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する色彩は、敷地内の個々の建築物等と調和させ、バランスのとれた配色とする。</li> </ul>
配置外構	連続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平面駐車場等について、まちなみの連続性に配慮し、門、塀等を設置する。</li> </ul>
	附属建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築設備や駐車場、駐輪場、ゴミ集積所等は、極力建築物と一体化した形態とし、通りやその他の公共の場所から見えないようにする。やむを得ず見える場所に配置する場合は、目かくしや緑化等により修景する。</li> </ul>
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機を設置する場合は、建築物等との一体化や周辺の景観とまちなみに調和するよう工夫する。</li> </ul>
素材	耐久性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経年変化に耐え、汚れが目立たない素材を使用する。</li> </ul>
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃等の維持管理のしやすい素材を使用する。</li> </ul>
	質感	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材、石、日本瓦等の伝統的な素材及び格子などのデザインを積極的に取り入れる。</li> <li>・建具は木製又は落ち着いた色のカラーサッシ又はこれに類するものとする。</li> </ul>
	光沢性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観と調和させるようにする。</li> </ul>
緑化	全体構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹種、樹高、樹姿、緑量、植栽位置、植栽手法等について周辺に合わせた緑化とする。</li> </ul>
	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内には、低・中・高木を適切に配置する。</li> </ul>
	緑量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域全域において届出対象行為となる建築物の敷地内には、原則として敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が10分の1以上となるよう緑地面積を確保する。</li> </ul>
	樹種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推奨種を用いる。</li> <li>・社寺林や保存樹、既存樹林等を保全する。</li> </ul>
	季節感	<ul style="list-style-type: none"> <li>・季節を感じることができるような植栽を行う。</li> </ul>
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の緑化推進、既存樹木の保存、育成及び適切な維持管理を行う。</li> </ul>
照明	光量・色彩 ・方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜城（金華山）、長良川の夜間景観を損なうような過度な明るさやけばけばしい色彩の照明を用いない。</li> <li>・露出したネオン管、レーザー光線、LEDによる映像等の過度な照明は設置しない。</li> <li>・千鳥橋から金華橋までの長良川流域では、鵜飼実施の際、消灯、遮光する。</li> </ul>
	点滅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・華美なネオンやけばけばしく点滅する照明は設置しない。</li> </ul>
橋梁・ 水門等	全体構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観に配慮した形態意匠、色彩とする。</li> </ul>
	設備管等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水管等は目立たない位置に設ける。</li> </ul>
	照明灯等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明灯、欄干、ゲート、支柱、床仕上げ材等は、自然景観や連続性に配慮した形態意匠、色彩とする。</li> </ul>
仮設物等	形態・色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮囲い等の工事用仮設物や仮設建築物などは、歩行者の安全に配慮するとともに、良好な景観を損なわないような、形態意匠、色彩、配置とする。</li> </ul>



〔 図 8 主要な眺望点位置図 〕



■主要な眺望点からの眺め



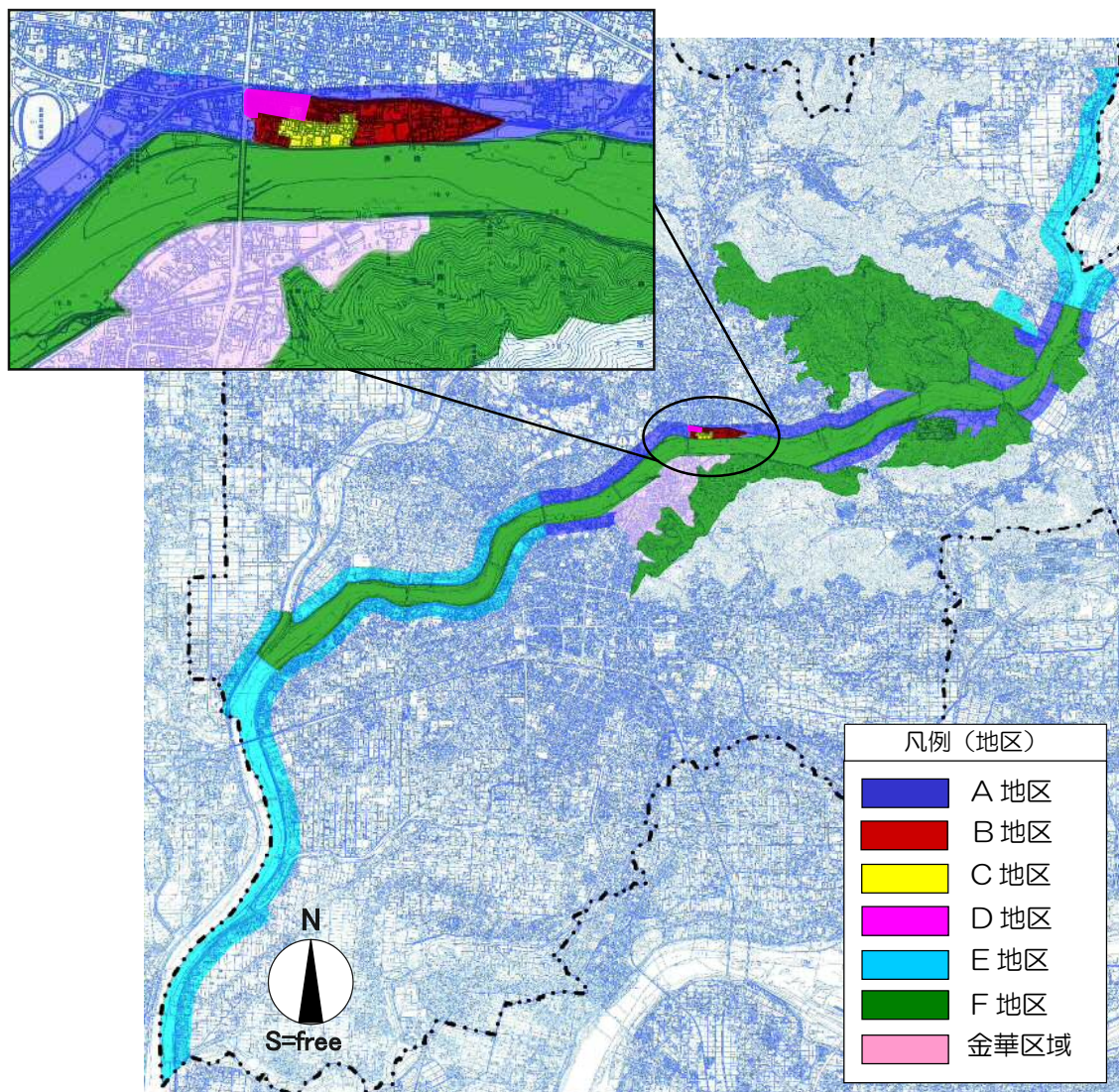
## 2) 勧告基準

金華山・長良川区域ゾーン図〔図9〕ごとに勧告基準を定めます。

項目	景観形成基準					
地区名	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物前面（道路側）において、異質な形態意匠、色彩、素材を用いる等、外壁のデザインの統一感を妨げ、不調和となるとき。</li> <li>・自然資源や歴史・文化的資源の近傍やその周辺において、異質な形態意匠、色彩、素材、規模、配置とする等、良好な眺望景観を阻害するとき。</li> <li>・きらびやかなネオンサイン、光源が点滅し、又は移動する照明、サーチライト、レーザー光線等過度に明るい照明設備を設置したとき。</li> </ul>					
建築物等の高さ	<p>建築物等の高さが34mを超えるとき。</p> <p>上記について、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、2mまでは、当該建築物の高さに参入しない。</p> <p>第1種低層住居専用地域内は、その制限による。</p>	<p>建築物等の高さが20mを超えるとき。</p>	<p>建築物等の高さが10mを超えるとき。</p>	<p>長良南町地区地区計画の制限による。</p>	—	<p>風致地区の制限による。</p>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階を除く階数が6階以上若しくは地上からの高さが20mを超える又は延べ面積（地階を除く各階の床面積の合計）が3,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築または移転をするとき、敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が10分の1未満となるとき。</li> </ul> <p>ただし、岐阜市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めるときは、この限りでない。</p>					<p>風致地区の制限による。</p>



〔 図9 金華山・長良川区域ゾーン図 〕



### 3) 変更命令基準

項目	景観形成基準
建築物・工作物の色彩	・ 基調となる色彩が、色相がR、Y R、Y系は彩度4、それ以外の色相は彩度2より高いとき。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分又は建築物の外壁面の20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。

### 4) その他

本計画施行の際、現に存する建築物等又は既に建築等若しくは建設等の工事中の建築物等が景観形成基準に適合しない場合は、市長が別に定めるものとする。

### (5) 特例措置

市長が岐阜市景観審議会の意見を聴いて、公益上やむを得ないと認めた建築物等については、行為の制限の対象外とします。

### 3 中山道沿道区域

中山道沿道区域は、都市部における歴史的なまちなみを残しているところとして、岐阜市民はもとより、来街者にとってもその歴史的景観の形成を感じられる場所です。

中山道は、古来より利用されていた東山道を基本に江戸時代に整備された五街道のひとつで、江戸と京を結ぶ内陸の街道です。

そして、中山道の中でも、加納においては、慶長5年（1600年）の関ヶ原の合戦後に、徳川家康の命により加納城が築かれたことで城下町が形成され、さらに、街道が整備されたことで宿場町としても整えられたことにより、岐阜県17宿の中で最大の宿場町となりました。現在でもその面影が残っています。

また、細畑の一里塚は、今も街道の両側にあり、往時をしのぶ景観となっています。

このような歴史的資源を生かした良好な景観の保全・創出に向けて、中山道沿道などで建築行為等を行う場合の基本的な考え方を示した「中山道沿道まちなみ景観形成ガイドライン（平成31年4月施行）」により景観誘導を図ることとし、今後、住民の意向等を踏まえ再度、景観計画の変更を行い、良好な景観の形成に関する行為の基準を盛り込んでいく予定をしております。

なお、当面は、当該区域に「良好な景観の形成に関する方針」を定め、「中山道沿道まちなみ景観形成ガイドライン」と合わせて良好な景観の形成を図るものとします。

### 1 良好な景観の形成に関する方針

- 中山道や加納天満宮等の歴史的資源のある景観を保全するとともに、それらと調和した景観を形成する。
- 中山道沿道に点在する町家による歴史的なまちなみを保全、創出する。
- 和傘や祭り等の貴重な伝統文化を活用して、魅力ある文化的な景観を創出する。



## 2 (参考) 中山道沿道まちなみ景観形成ガイドライン (平成 31 年 4 月 1 日施行)

項目		景観形成基準
基本事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的・文化的景観まちづくりを目指し、周辺のまちなみと調和した形態意匠、色彩、規模、配置とする。</li> <li>・個別の建築物等については、まとまりのある形態意匠とし、同一敷地内の複数の建築物等についても景観上の共通性や類似性を取り込んだまとまりのあるものとする。</li> <li>・加納天満宮や中山道沿道のまちなみと調和した高さとする。</li> </ul>
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山道の歴史や文化にふさわしいまちなみを形成するため、周辺の景観に配慮した高さとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基調（一壁面につき 80%以上）となる色彩は、色相が R、YR、Y 系は彩度 4 以下、それ以外の色相は彩度 2 以下とする（マンセル表色系による。）。</li> <li>・屋根の色彩は、明度及び彩度の低い色とする。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町家によるまちなみの連続性や周辺の雰囲気と調和した屋根形状とするなどの配慮に努める（特に、2 階以下の部分）。</li> <li>・開口部は、格子等のデザインを積極的に取り入れる。</li> <li>・木材、漆喰、石、日本瓦等の伝統的な素材やデザインを積極的に取り入れる。</li> </ul>
広告物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなみ及び周囲の景観と調和した形態意匠及び色彩等とし、複雑な形状又は派手な原色が主体でないものとする。</li> </ul>
緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・寺社林や保存樹など緑の保全維持に努める。</li> <li>・敷地内の緑化推進、既存樹木の保存及び育成並びに適切な維持管理を行う。</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・空地や平面駐車場等についても、まちなみの連続性に配慮した門・塀等の設置に努める。</li> </ul>

岐阜らしさや時代の特性をあらわしている建造物や市民に親しみのある樹木は、地域の個性ある景観を形成する重要な核として、良好な景観を形成する役割があります。

それらの適切な維持、保全を図り市民の心に残る真実の記憶として、後世に語り継いでいくため、道路その他の公共の場所から容易に眺望することができる建造物又は樹木を対象に景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針を定めます。

### 1 景観重要建造物の指定の方針

- 優れたデザインを有するもの
- シンボリックな存在であるもの
- 自然、歴史、文化、生活特性を感じさせるもの

### 2 景観重要樹木の指定の方針

- 優れた樹容（規模、樹形等）であるもの
- シンボリックな存在であるもの
- 自然、歴史、文化、生活特性を感じさせるもの

景観計画区域においては、景観形成に関する総合的な取り組みが必要です。したがって、当該区域の良好な景観の形成の方針、建築物等の行為の制限に併せて、景観の重要な要素である屋外広告物についても、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定めます。

特に、景観計画重要区域内において、岐阜市屋外広告物条例により広告物規制地区又は広告物活用地区を指定した場合においては、地域固有の景観特性を踏まえた屋外広告物の表示及び掲出物件に関する行為の制限を定めます。

### 1 市域全域の行為の制限に関する事項

市域全域においては、景観への過度な干渉、かく乱、阻害を避けるため、岐阜市屋外広告物条例により、屋外広告物等の表示面積、個数、掲出位置、色彩、照明、素材等についての基準等を定め、適切な規制・誘導を行うものとする。

### 2 景観計画重要区域の行為の制限に関する事項

景観計画重要区域においては、地域固有の景観特性を活かした景観形成を図るため、岐阜市屋外広告物条例により、広告物規制地区又は広告物活用地区を指定し、当該地区における屋外広告物等の表示面積、個数、掲出位置、色彩、照明、素材等についての基準等を定め、適切な規制・誘導を行うものとする。

道路や河川、公園等の公共施設は、地域の景観を形成する重要な要素として良好な景観を形成する役割があります。

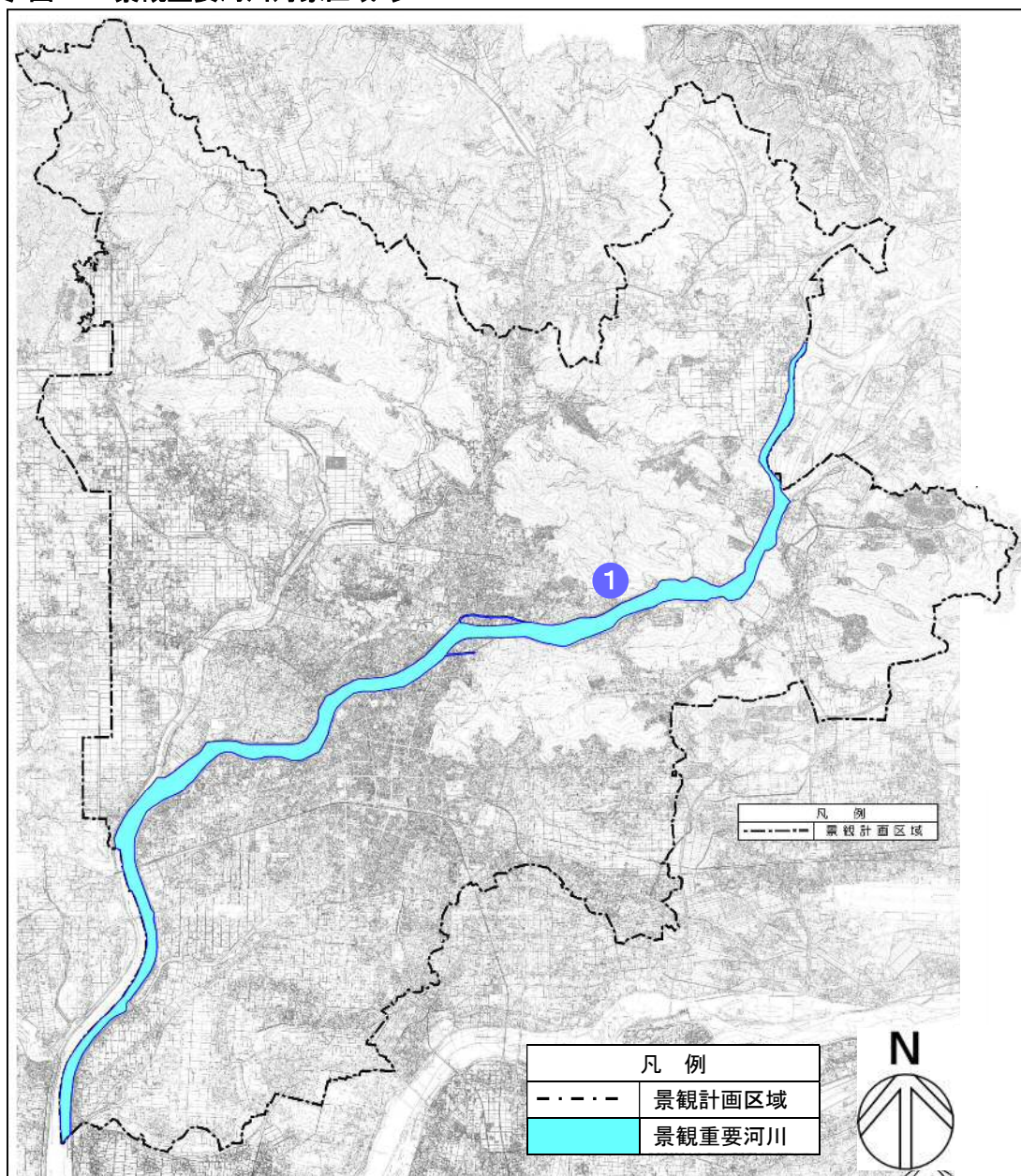
地域の景観を適切にリードし、景観上の特性を維持、増進するために特に良好な景観の形成に大きく影響する次の公共施設を景観重要公共施設と位置づけ、整備に関する事項を定めます。

**1 景観重要公共施設**

**(1) 景観重要河川**

番号	河川名
1	長良川

〔 図 10 景観重要河川対象区域 〕



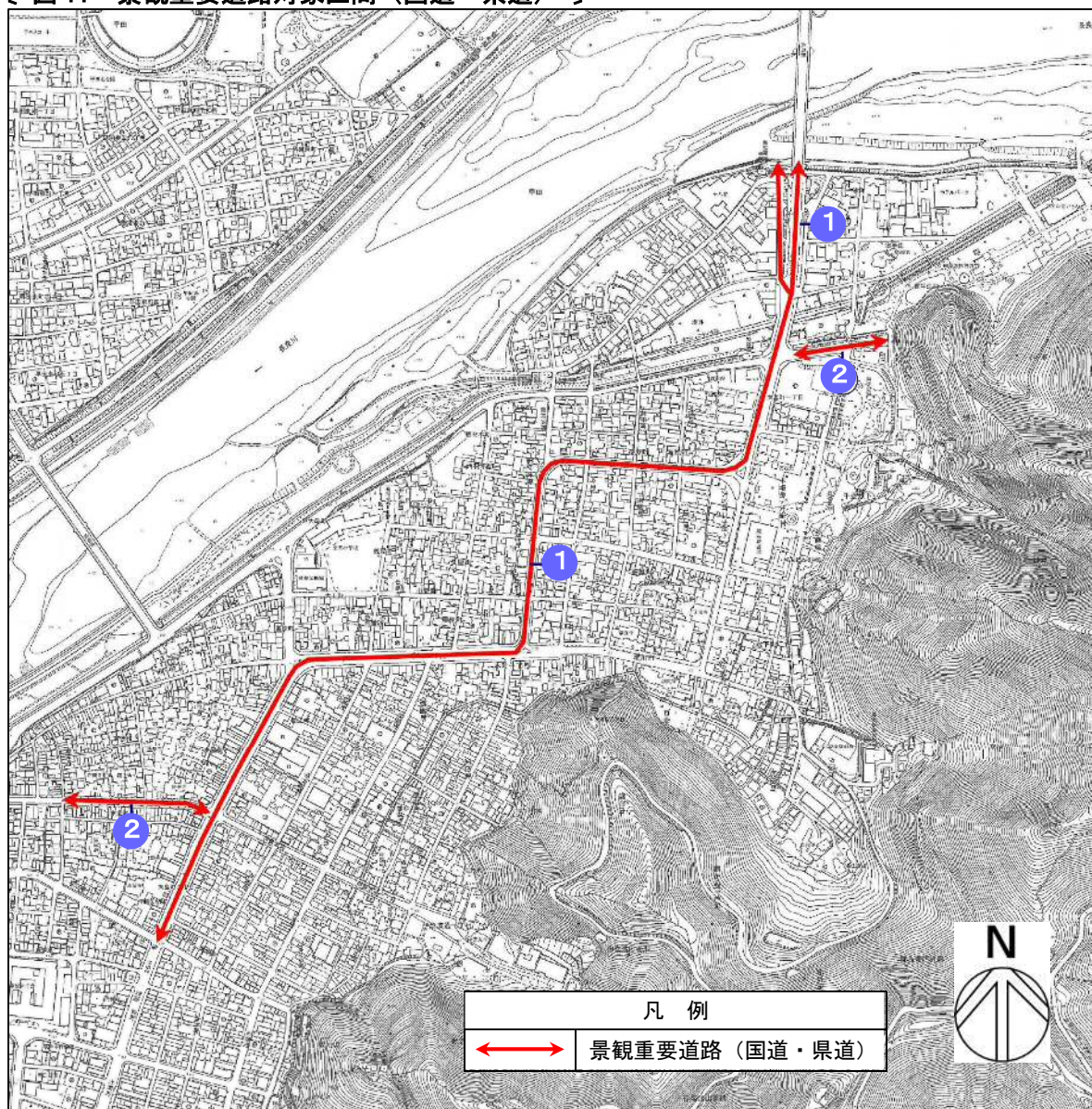


## (2) 景観重要道路

### 1) 国道・県道

番号	路線名	番号	路線名
①	国道 256号	②	県道 上白金・真砂線

[ 図 11 景観重要道路対象区間 (国道・県道) ]

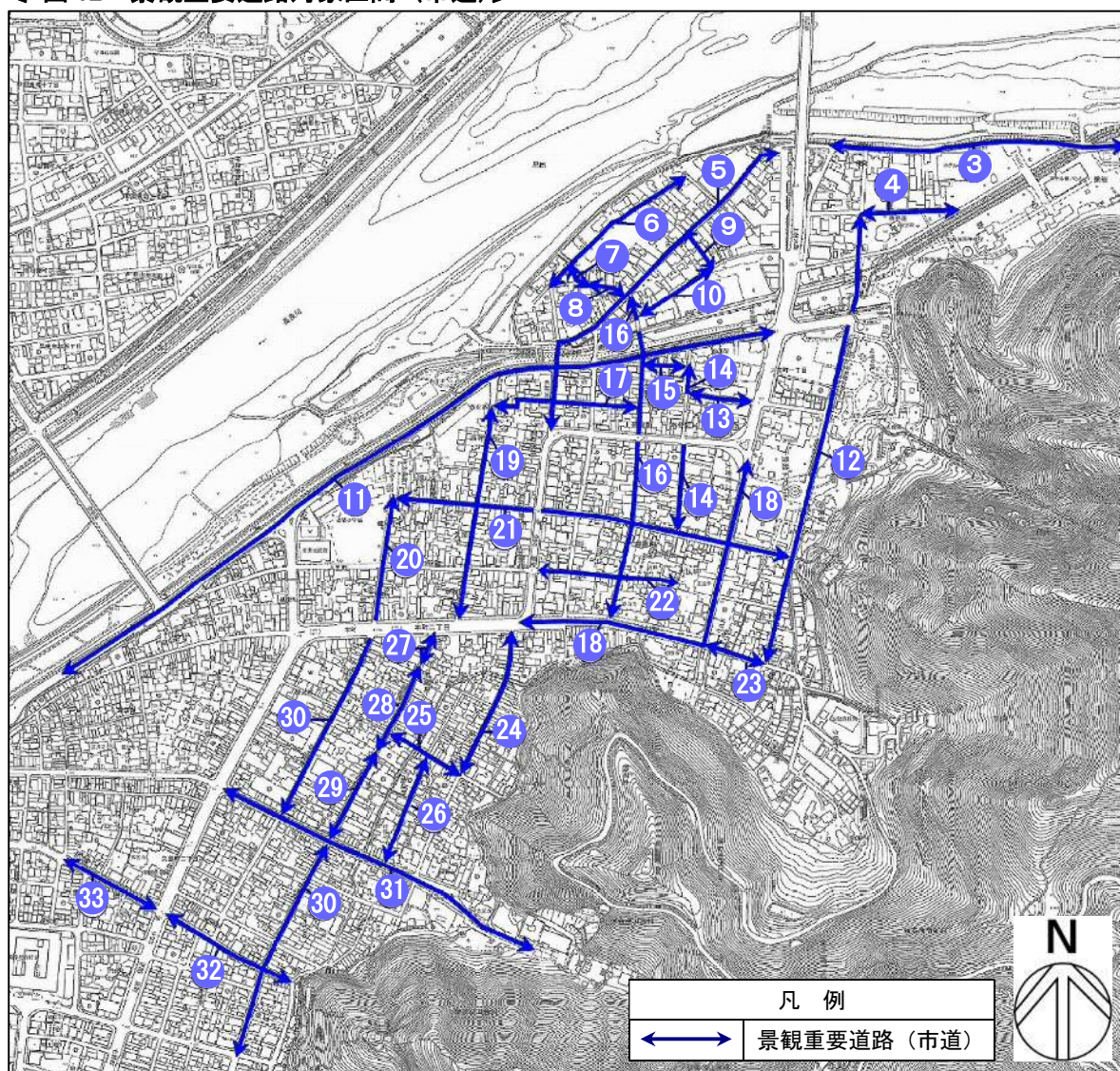




2) 市道

番号	路線名	番号	路線名
3	上材木町鏡岩線	4	湊町御手洗線
5	東材木町湊町線	6	元浜町湊町線
7	島 403 号線	8	元浜町支線
9	玉井町南北線	10	堤外支線
11	大宮町 1 丁目茶屋新田線	12	松ヶ枝町湊町線
13	木挽町大宮町 1 丁目線	14	山口町木挽町線
15	上茶屋町木挽町線	16	梶川町元浜町線
17	西材木町上茶屋町線	18	本町 1 丁目大宮町 2 丁目線
19	本町 2 丁目西材木町線	20	中竹屋町中大桑町線
21	中大桑町千畳敷下大道西線	22	本町 4 丁目大仏町線
23	松ヶ枝町松山町線	24	伊奈波通 1 丁目本町 1 丁目線
25	矢島町 1 丁目末広町線	26	伊奈波通 1 丁目新桜町線
27	本町 2 丁目支線	28	鞆屋町線
29	米屋町線	30	白木町常盤町線
31	矢島町 1 丁目伊奈波通 1 丁目線	32	矢島町 2 丁目大門町連絡線
33	矢島町 2 丁目西野町 2 丁目線		

〔 図 12 景観重要道路対象区間（市道）〕

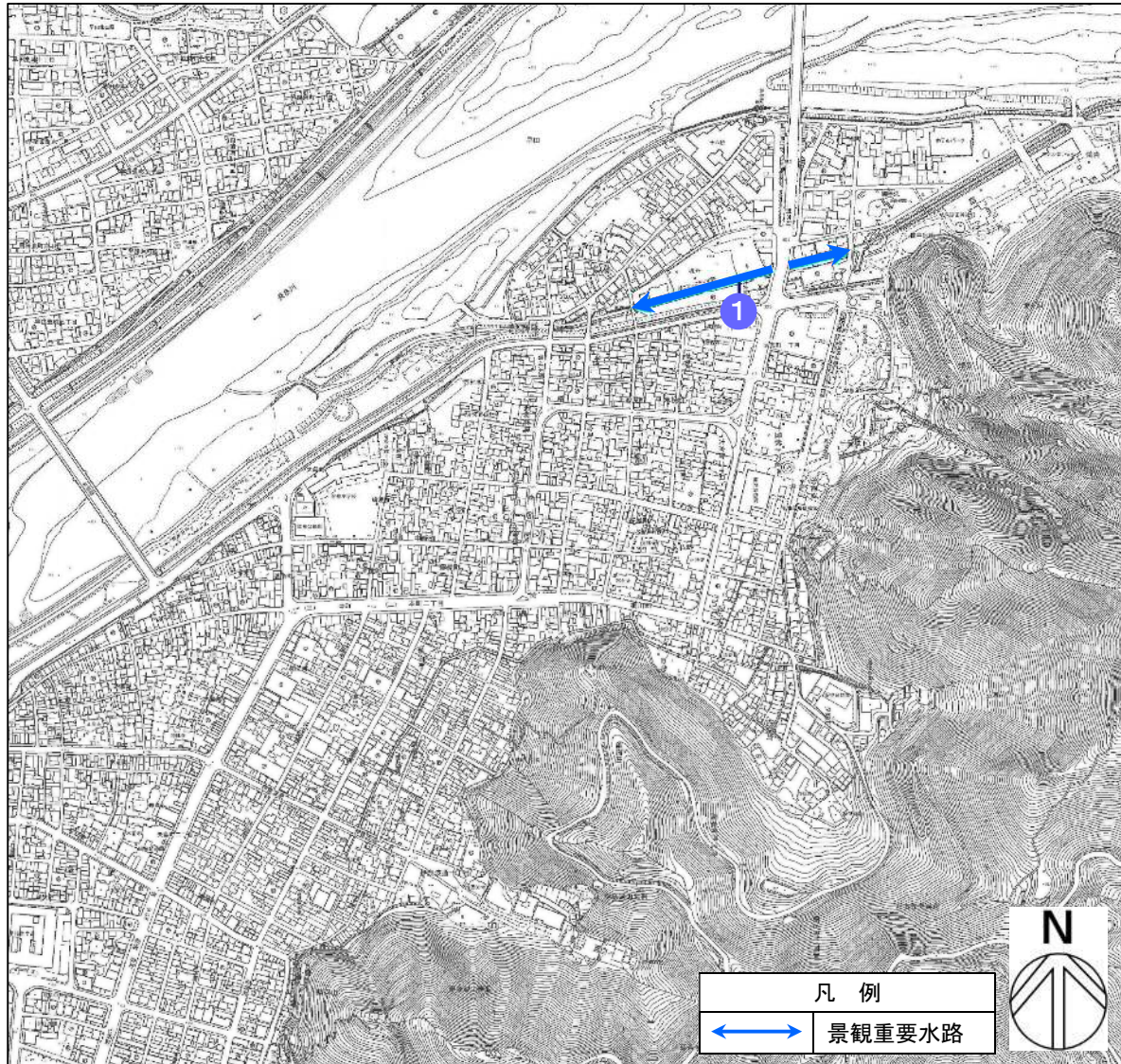




### (3) 景観重要水路

番号	水路名
①	忠節放水路 (湊コミュニティ水路)

〔 図 13 景観重要水道対象区間 〕

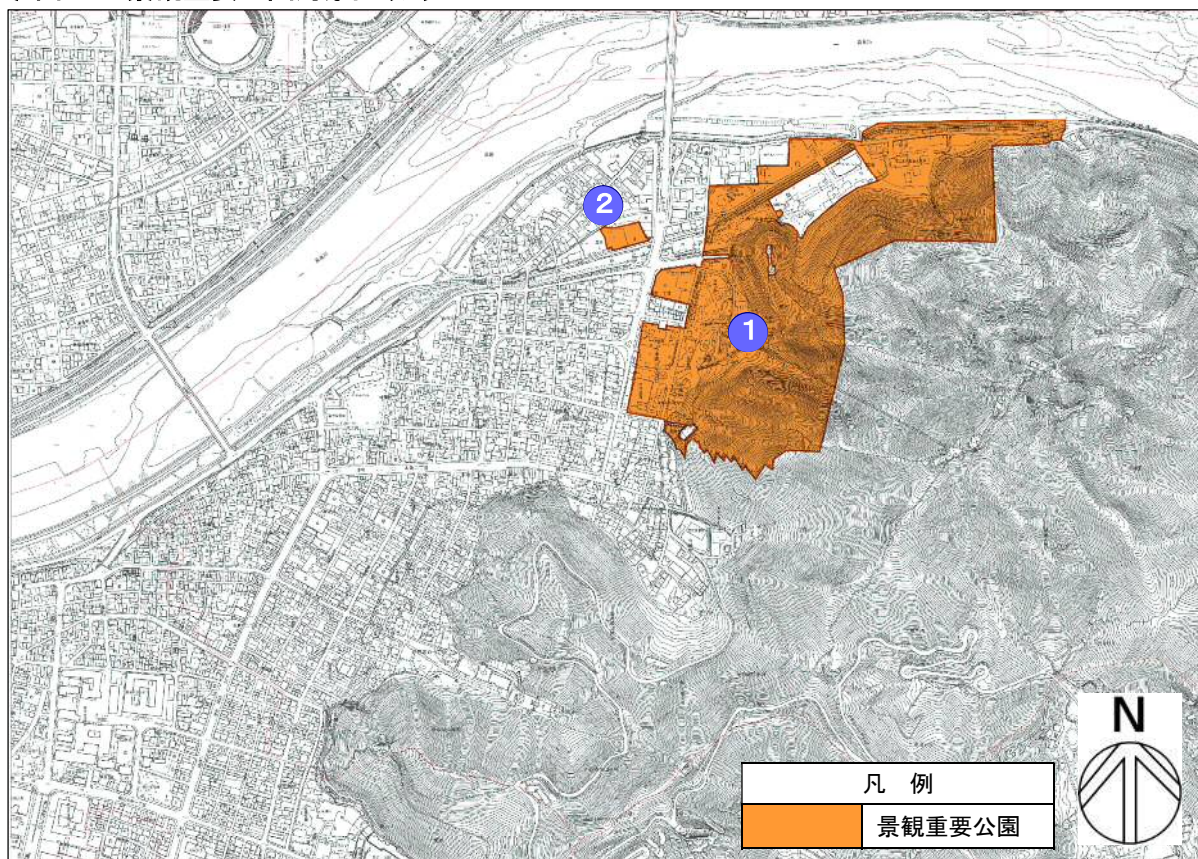




#### (4) 景観重要公園

番号	公園名	番号	公園名
①	岐阜公園	②	川原町広場

〔 図 14 景観重要公園対象区域 〕



#### 2 景観重要公共施設の整備に関する事項

次に掲げる事項を景観重要公共施設の整備に関する事項とします。

- まちなみ景観との調和を図る。
- 眺望景観との調和を図る。
- 周囲の自然特性や歴史的・文化的特性等との調和を図る。





# 岐阜市景観計画

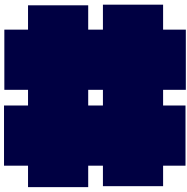
平成 21 年 10 月（策定）平成 22 年 1 月（施行）

平成 24 年 7 月（変更）平成 24 年 10 月（施行）

平成 31 年 3 月（変更）平成 31 年 4 月（施行）

発行 岐阜市

編集 岐阜市まちづくり推進部まちづくり景観課



岐阜市